

令和7年度 事業計画

月	スポーツ推進審議会 事業計画(案)		市・市教委主催事業		スポーツ推進委員事業 (派遣事業含む)		指定管理者(スポ協)主管事業	
	日	事業名等	日	事業名等	日	事業名等	日	事業名等
4月			5	無料開放			5	無料開放
			19	無料開放			19	無料開放
5月			3	無料開放			3	無料開放
			11	市民スポーツ大会 総合開会式	11	市民スポーツ大会 総合開会式	11	市民スポーツ大会 総合開会式
			17	無料開放			17	無料開放
			24	障がい者・児のためのスポーツパーク (生駒市体育協会総合S.C.体育館)	24	第1回スポーツ推進委員協議会 障がい者・児のためのスポーツパーク (生駒市体育協会総合S.C.体育館)		
6月			7	無料開放			7	無料開放
			21	無料開放			21	無料開放
			29	障がい者・対象温水プール開放 (TACきらめき)				
7月								
8月								
	26	第1回スポーツ推進審議会	31	小学生水泳競技大会(TACきらめき)	30	奈良県スポーツ推進委員研修会		
9月			6	無料開放			6	無料開放
			20	無料開放			20	無料開放
10月			4	無料開放	8	奈良県スポーツ推進委員初任者研修会	4	無料開放
			18	無料開放	上旬	第2回スポーツ推進委員協議会	18	無料開放
			25	スポバ+(プラス) (生駒市体育協会総合S.C.)	25	スポバ+(プラス) (生駒市体育協会総合S.C.)		
11月			1	無料開放	8	I-NETスポーツ大会	1	無料開放
			15	無料開放	13	全国スポーツ推進委員	15	無料開放
			下旬	IKOMAマラソンチャンピオンシップ (生駒市体育協会高山S.C.)	~14	研究協議会(長野県)		
12月			6	無料開放			6	無料開放
			中旬	サイクリングイベント	14	奈良マラソン2025派遣事業	20	無料開放
			20	無料開放				
1月			17	無料開放				
2月			7	無料開放	上旬	雪遊び&スポーツ体験	7	無料開放
			21	無料開放	14	近畿地区スポーツ推進委員	21	無料開放
	中旬	第3回スポーツ推進審議会			~15	研究協議会(和歌山県)		
					未定	第2ブロック教養実技研修会		
3月			7	無料開放	7	市町村対抗子ども駅伝大会	7	無料開放
			上旬	トップアスリート連携事業 浅香山部屋交流事業				
			14	障がい者・児のためのスポーツパーク (生駒市体育協会総合S.C.体育館)	14	障がい者・児のためのスポーツパーク (生駒市体育協会総合S.C.体育館)		
			20	いこまスポーツの日(高山S.C.)	20	いこまスポーツの日(高山S.C.)		
			21	無料開放			21	無料開放
			28	障がい者・対象温水プール開放 (TACきらめき)				
通年				地区別体力づくり活動事業 学校体育施設開放事業 スポーツ教室(21種目) 体づくり運動プログラム(4回)		地域指導派遣事業		スポーツ教室(21種目)
開催日 調整中		スポーツ推進審議会県外研修会		トップアスリート連携事業		生駒市スポーツ推進委員研修会		

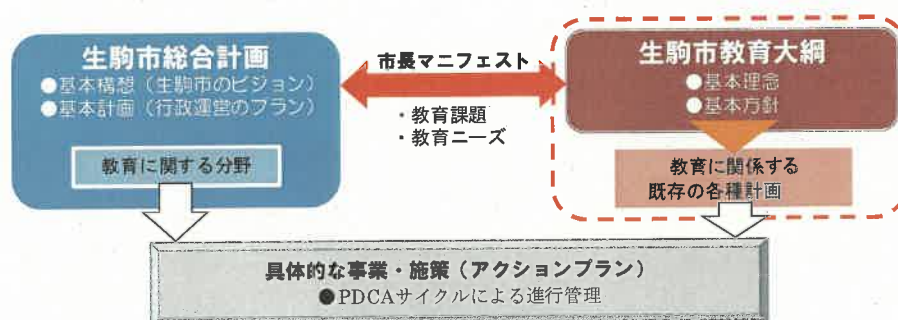
第3次生駒市教育大綱 アクションプラン ＜令和7年度＞

生駒市教育委員会

第3次生駒市教育大綱アクションプランとは

生駒市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「第3次生駒市教育大綱」を定め、本大綱に基づく事業・施策を進めています。

第3次生駒市教育大綱で定めた”基本理念”と”基本方針”に基づく施策・事業や、第6次生駒市総合計画第2期基本計画及び既存の計画における教育分野に関する事業等を整理し、この4年間で特に重点的に取り組むべき事業を定めたものを『アクションプラン』とし、各年度の具体的な事業・取組内容と目標を定めています。



第3次生駒市教育大綱アクションプランの期間

第3次生駒市教育大綱の期間は、策定の日から4年間としています。アクションプランについては、第6次生駒市総合計画第2期基本計画や市長マニフェスト、教育課題、社会ニーズ等を踏まえた事業を記載するとともに、毎年度、事業ごとに目標や取組内容の達成状況・効果等を点検評価し、社会情勢等を踏まえ、柔軟に取組内容や設定目標等の見直しを図っていくこととします。

第3次生駒市教育大綱アクションプランの進行管理

第3次生駒市教育大綱については、4年に1回の改定としています。毎年度策定するアクションプランについては、実行と改善を絶えず繰り返し、実効性を担保したシステムとします。また、第3次生駒市教育大綱策定の趣旨を広く周知する機会を設定するとともに、基本理念や基本方針に込めた想いを、よりそれぞれの事業に反映できるようアクションプランをはじめとした取組を進めて行きます。

なお、外部評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について、学識経験者による点検・評価を行うこととなっており、これを活用して行うものとします。

第3次生駒市教育大綱体系図・目次

基本理念 自分らしく「遊ぼう」「学ぼう」「生きよう」みんなでいこまを楽しもう 頁

基本方針1 主体的に楽しく学ぶ人であるために

1 あらゆる世代の主体的な学びの推進 1

- ・小学校高学年教科担任制推進事業 ・学校図書館の充実による読書活動推進 ・生駒こどもチャレンジ補助事業
- ・部活動支援事業 ・キャリア教育推進事業 ・「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を目指す授業改善の支援
- ・教育・保育の質の向上 ・保幼小接続推進事業 ・ビジネス支援事業 ・多様な働き方を考える講座

2 多様性を認識・尊重し行動できる態度の養成 7

- ・自殺対策推進事業 ・デジタルシティズンシップ教育の推進 ・いじめ防止等の施策推進 ・特別支援教育の充実
- ・不登校支援推進 ・校内サポートルーム事業 ・自校式通級指導教室推進事業 ・スクールカウンセラー配置の拡充
- ・スクールソーシャルワーカー配置の拡充 ・図書館読書バリアフリー事業

基本方針2 学びを通してつながり合える地域であるために

1 学びをきっかけとした市民同士の交流や新たな活躍の機会づくり 12

- ・いこま教育フォーラム ・幅広い世代への学ぶ機会の提供と地域の人材活用 ・高齢者教育推進事業
- ・学びと活躍推進事業 ・歴史・伝統文化の学びの場の提供と発信 ・「音楽のまち生駒」推進事業
- ・市民との連携や「協創」のもと、まちづくりの拠点となる図書館づくり ・地域スポーツ推進事業
- ・新たな地域クラブ活動推進事業

2 市民同士がゆるやかにつながり、学び、支え合える基盤づくり 18

- ・放課後子ども教室の運営 ・コミュニティ・スクールの推進 ・幼稚園コミュニティ・スクールの充実
- ・高齢者の学びを「行動」につなげられる仕組みづくり ・家庭・学校・地域が連携した家庭教育の支援
- ・「人を通して人を知る」「本を通して人を知る」をキャッチフレーズとするビブリオバトル全国大会の開催
- ・こども読書活動における家庭・地域・学校の連携 ・総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業

基本方針3 多様な学びを支える環境づくりのために

1 「楽しい学校園づくり」のための学校園運営体制の整備 22

- ・教職員のウェルビーイングを実現する働き方改革 ・学校屋内運動場空調設備整備事業
- ・先進校視察支援事業 ・講師不足対策
- ・「教頭の業務の再定義」を核とした学校の業務改善と教師の働き方改革施策

2 こどもたちの新たな学びを創出する環境整備 25

- ・小中学校施設の計画的な大規模改修事業 ・生駒南小学校・中学校整備事業
- ・これからの時代の学校図書館のあり方創造事業 ・教育系ネットワーク更新 ・保育料の段階的な無償化
- ・待機児童の解消に向けた取組 ・市立保育所の老朽化施設の更新 ・壱分幼稚園のこども園化 ・学童保育の充実

3 全ての市民が安心して学び成長できるための環境整備 30

- ・困難を抱える子ども・若者に対する支援の充実 ・図書館リニューアル事業 ・『生駒市史』編さん事業
- ・市史編さん収集資料活用事業「いこま歴史アーカイブ」 ・生涯学習施設整備事業
- ・体育施設整備事業 ・総合公園体育施設リニューアル事業

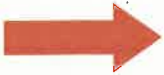
※令和6年度実績値については、令和6年12月31日時点の数値としている。

基本方針1 主体的に楽しく学ぶ人であるために

1 あらゆる世代の主体的な学びの推進

- ① こどもたち一人ひとりが、自分のペースで自分に合った学び方を選択し、必要に応じて必要な人と共に学び合えるような授業づくりを推進します。また、様々な個性や特性を持った全てのこどもたちが孤立感を覚えることなく、安心して個別最適な学びに向かえるよう、学級ではもちろん、時に学年を超えて学び合えるような心理的安全性の高い学校づくりを推進します。
- ② 日々の授業において探究的な学びを充実し、自分なりの問いを立て、自分なりの仕方で、自分なりの答えにたどり着く、こどもたちの自己決定を尊重します。その際、大学・企業・地域団体等の多様な担い手と協働しながら新しいものを創造していく力を育みます。
- ③ 社会を大きく変えうる技術革新が急速に起こっている社会背景を踏まえ、学校教育においては、各教科の知識や考え方を教科の枠にとらわれず横断的に学習する取組を推進します。
- ④ 保護者のニーズや社会の変化も踏まえながら、「遊び」を通して創造的な「学び」につなぐ就学前教育の充実や、一人ひとりに寄り添った保育の充実に取り組みます。また、幼稚園・保育所・こども園・小学校がつながって、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を目指します。
- ⑤ 「得意」や「好き」な分野で様々な学びができる機会を充実し、人生やキャリアを意識しながら不確実性の時代においても自分らしく生き抜く力を育てます。
- ⑥ デジタル・ネイティブ世代であるこどもたちはもちろん、あらゆる世代の市民一人ひとりがAIを含むデジタル技術について学び、責任ある市民として積極活用しながら社会参画するための能力習得を支援します。また、AIそのものの基本原理や個人・社会への影響について学ぶことも推進します。

[具体的な事業・取組内容と目標]

事業名	小学校高学年教科担任制推進事業【変更】			
事業の概要	文部科学省は令和4年度から、教科指導の専門性向上と学校の働き方改革を目的として、小学校高学年での教科担任制を推進している。市内小学校においても、専科教員の加配を県に申請し、高学年における教科担任制の導入に取り組んでいるところである。 加配された教員は全学校に配置されるには十分でない。そこで、県への専科教員の加配を求めつつ、学年全体で学級担任も含めた教科担任制の態勢を整備する。これにより担任一人が学級の問題を抱え込むことなく、多くの教師が連携して児童一人一人の学びを支援していくことを目指す。			
目標	専科教員を加配することで、高学年において教科担任制を進める。			
各年度の取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・各小学校に適正な人数を配置			
実情に合わせて随時見直していく				
担当課	教育総務課・教育指導課			

事業名	学校図書館の充実による読書活動推進【変更】			
事業の概要	専門的な力を有する学校司書を配置することで学校図書館の魅力化・活性化を図り、児童生徒の読書活動を推進する。			
目標名/現状値	学校司書配置日数 市内中学生ビブリオバトル開催数		週 3 日(令和5年度) 1 回(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・学校司書を全小 中学校に配置 ・ビブリオバトル市 内中学生大会の 実施			
目標値/実績値	3 日/3 日 1 回/1 回	3 日/ 1 回/	3 日/ 1 回/	3 日/ 1 回/
担当課	教育指導課			

事業名	生駒こどもチャレンジ補助事業【変更】			
事業の概要	子どもが課題に挑戦する機会を拡充すると共に、学校の各種コンテスト等の運営経費を補助する制度を設ける。児童生徒が挑戦し、実現し、達成感を味わうことができる機会を増やすことで、児童生徒の創造性が培われ、自己肯定感も高められるように支援する。			
目標名/現状値	実施学校数		2 校(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・生駒こどもチャレ ンジ補助事業の 継続実施			
目標値/実績値	2 校/2 校	2 校/	2 校/	2 校/
担当課	教育指導課			

事業名	部活動支援事業【変更】			
事業の概要	中学校において、専門的な技術指導力を備えた指導者が不在の部に対し、地域の適切な人材を外部指導者として派遣し、部顧問と協力して指導・助言を行うことにより、部活動を充実させる。また、生徒自身も外部指導者と協働し主体性をもって活動できるように支援する。			
目標名/現状値	部活動指導員配置時間数		2784時間(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・中学校に外部指導者を配置		 ・休日の地域移行完了	 ・平日の支援継続
目標値/実績値	4320時間/3333時間	4320時間/	4320時間/	1440時間/
担当課	教育指導課			

事業名	キャリア教育推進事業【変更】			
事業の概要	あこがれいこまびと講演事業、学校創造推進事業、キャリア教育プランナーとの連携事業を行う。地域出身の文化人、スポーツ関係者、事業者等、社会で活躍されている方と連携し、体験活動や講演等を通して、児童生徒が郷土愛を持ち、自分の夢に向かって生き生きと活動し、自己有用感を持って将来社会で活躍できる人材を育成する。また、児童生徒の思いや考えも大切に、どのような学びを必要としているのか声を拾いあげ、カリキュラムの中に反映する。			
目標名/現状値	キャリア教育プランナーとの連携事業数		24回(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・あこがれいこまびと講演事業、学校教育創造推進事業、キャリア教育プランナーとの連携事業の実施 ・取組のカリキュラム化			
目標値/実績値	20回/21回	20回/	20回/	20回/
担当課	教育指導課・教育政策室			

事業名	「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を目指す授業改善の支援【変更】			
事業の概要	「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を目指す授業改善の支援として、希望する教職員を対象に、継続的な伴走型研修や助言を受けられる機会を提供する。また、インターネット上に用意された空間を利用し、学校間を越えて、教職員同士が学び合える場を提供する。			
目標名/現状値	伴走型研修参加人数		－（令和6年度新規事業）	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を目指す授業改善のための伴走型研修の実施			
目標値/実績値	20人/36人	30人/	40人/	50人/
担当課	教育指導課・教育政策室			

事業名	教育・保育の質の向上			
事業の概要	全国的に報告されている保育施設内での不適切な保育の事例等から教育・保育の質の向上を実現するための手がかりを得る。また、より質の高い適切な教育・保育とは何かを考え、学び合い、子どもの人権を尊重した教育・保育のあり方を再確認し、実践するために研修内容の充実を図る。			
目標名/現状値	研修開催数		1回（令和5年度）	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・不適切保育防止に向けた研修開催	・公私立職員を対象にした研修会を実施		
			実情に合わせて随時見直していく	
目標値/実績値	1回/1回	2回/	2回/	2回/
担当課	幼保こども園課			

事業名	保幼小接続推進事業【変更】			
事業の概要	幼児と児童、職員同士の交流、参観や研修等具体的な取組を通して、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿や主体的・対話的で深い学びについて、互いの教育を理解して有効な接続を図ることができるようにする。			
目標	市内公私立幼稚園・保育所・こども園・公立小学校が連携し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る。			
各年度の 取組内容	令和6年度 ・接続カリキュラムの実態把握 ・課題の検討 ・改善方法の検討 ・具体的な実践への適用	令和7年度 	令和8年度 	令和9年度 
担当課	幼保こども園課・教育指導課			

事業名	ビジネス支援事業【変更】			
事業の概要	ビジネスに役立つ知識を学ぶ場として連続講座を開催し、様々な仕事に携わる市民が集い情報交換し交流することにより、新しいネットワークを作り出す。多様な参加者が興味を持つテーマとして、生涯学習課と連携を取りながら、ビジネスや本、歴史等に関する講座を開催し、語り合う場を設ける。(令和7年度からは「学びと活躍推進事業」の枠内で実施する)			
目標名/現状値	1回あたりの平均参加者数		—	
各年度の 取組内容	令和6年度 ・働く世代が興味を持つテーマを中心に連続講座を9回開催	令和7年度 ・働く世代が興味を持つテーマを中心に連続講座を5回開催	令和8年度 	令和9年度 
目標値/実績値	20人/28.3人	20人/	20人/	20人/
担当課	図書館・生涯学習課			

事業名	多様な働き方を考える講座【新規】			
事業の概要	主に高校生を対象に、起業や副業など様々な働き方を実践する人とふれあいその実態を学ぶ講座の開催を通して、働くことに関する自分自身の思いと向き合い、自分のやりたい事や問題意識をもとに自らの進路を考える意欲を高める機会を創出する。 講座の開催に際し、キックオフとして自分自身の思いや問題意識を大切にした働き方の実践者を招き保護者も対象とした講演会を開催し、多様な働き方への理解を深める機会とする。			
目標名/現状値	講座の参加者数		—	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		・キックオフ講演会の開催 ・「(仮)多様な働き方を考える講座」の開催		
目標値/実績値	—	50 人/	50 人/	50 人/
担当課	生涯学習課			

2 多様性を認識・尊重し行動できる態度の養成

- ① 国籍、LGBTQ、障がいの有無、不登校、特別な才能を持つ子等、一人ひとりの個性や多様性をありのまま受け入れ大切にし、誰もが挑戦、活躍、貢献できる機会を持つことで自己肯定感を高めます。また、その経験を通じて、他者を承認し、他者からの承認を得られるよう、相互承認の感性を育みます。
- ② 教職員・家庭・地域が協働し、こどもたちが多様な人間関係を育めるような学校園づくりを進めます。また、学校運営や地域において、こどもたちが自ら課題を見つけ、対応案を考え、周りの協力を得ながら具体化するなど、自分たちのことは自分たちで決めるという主体性を育む取組を進めます。
- ③ 一人ひとりの個性や多様性を理解・尊重する学びを大切にし、いじめを決して許さない学校づくりをはじめ、こどもたち一人ひとりが生命の大切さを学ぶ具体的な機会を確保します。また、トラブルに対応する力を高める心の教育を重視し、相手を尊重することで自分たちで解決していく力を育成します。
- ④ 全てのこどもたちが共に過ごすためのインクルーシブな場や機会と、一人ひとりに応じたきめ細かな配慮を両輪とした教育を進めます。

[具体的な事業・取組内容と目標]

事業名	自殺対策推進事業【変更】			
事業の概要	平成31年3月に策定した「生駒市自殺対策計画」に基づき、「SOS の出し方に関する教育」の研修を実施する。そして児童生徒の心身の状況の把握や児童生徒への相談窓口の周知徹底を行い、スクールカウンセラー等を活用する。			
目標名/現状値	研修回数		21回(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・初任者研修での実施 ・各校にて児童生徒に対して開催			
目標値/実績値	21回/21回	21回/	21回/	21回/
担当課	教育総務課・教育指導課			

事業名	デジタルシティズンシップ教育の推進			
事業の概要	情報社会における安全やルールを児童生徒が主体的に考え、正しく理解し行動するための情報モラルを育成する。			
目標名/現状値	情報活用リテラシー自己評価(児童生徒)		高まった56.7%(令和5年)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・各校で教職員対象の研修			
目標値/実績値	58%/58.1%	60%/	62%/	64%/
担当課	教育指導課			

事業名	いじめ防止等の施策推進			
事業の概要	平成29年3月に策定した「生駒市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止や早期発見につながる取組を推進する。			
目標名/現状値	いじめ問題対策連絡協議会開催回数		2回(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・生駒市いじめ問題対策連絡協議会の開催 ・いじめアンケートの実施 ・発達支持的生徒指導の考え方に基づいた児童生徒支援			
目標値/実績値	2回/1回	2回/	2回/	2回/
担当課	教育指導課			

事業名	特別支援教育の充実【変更】			
事業の概要	令和4年文部科学省の調査では、通常学級に在籍する「特別な支援を必要とする児童生徒」の割合は約8.8%である。特別支援学級在籍児童生徒の教育的ニーズを把握し適切な支援を行う。			
目標	それぞれの障がい特性に合わせた支援を行える体制を整備する。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・特別支援教育支援員の配置 ・特別支援教育コーディネーター研修の実施(年9回)			
担当課	教育指導課			

事業名	不登校支援推進【変更】			
事業の概要	学校に登校しづらい児童生徒に対して居場所となる「子どもの居場所・学び支援室」の設置運営。			
目標	児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指せるようにするための体制を学校外に整備する。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・安心して過ごせる環境と体制の確立 ・ほっとルーム入室対象を小 1～中 3 に拡大する	・心理相談員の配置		
実情に合わせて随時見直していく				
担当課	教育指導課			

事業名	校内サポートルーム事業【変更】			
事業の概要	教室に入りづらい児童生徒を対象に、安心して過ごせる居場所を学校内に設置し、不登校支援を推進する。			
目標	児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指せるようにするための体制を学校内に整備する。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・2校をモデルに実証を行う ・環境整備を行い、ガイドラインを作成する	・10校に校内サポートルームを設置	・全校に校内サポートルームを設置	
検証を行いながら見直していく				
担当課	教育指導課			

事業名	自校式通級指導教室推進事業【変更】			
事業の概要	支援が必要な児童生徒が増加しており、通級指導を行える教員を増やしていく必要がある。今後、県の通級指導担当教員の配置増に合わせ、通級指導を行う教員を育成する。また、通級指導教室の運営について指導助言及び運営補助を行い、自校式の通級指導教室を推進する。			
目標	支援が必要な児童生徒が自校で通級指導を受けることができるように体制の充実を図る。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・10校に補充教員を配置	・8校に補充教員を配置	実情に合わせて随時見直していく	
担当課	教育指導課			

事業名	スクールカウンセラー配置の拡充【変更】			
事業の概要	不登校や学校生活に関わる悩み等を抱える児童生徒に対してカウンセリングを行うとともに、教員及び保護者に対する指導・助言・支援を行うことを通じて学校のカウンセリング機能や教育相談体制の充実を図る。			
目標	悩みを抱える児童生徒・保護者・教職員が安心して相談できるように相談体制の充実を図る。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・スクールカウンセラーの配置 中学校(月4) 小学校(月2) ・スーパーバイザー(年30回) ・教育支援施設(毎週2人) ・SOSの出し方の授業を行う	 ・心理相談員の配置	 	 
担当課	教育指導課			

事業名	スクールソーシャルワーカー配置の拡充			
事業の概要	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱えた児童生徒に対し、置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。			
目標	支援が必要な児童生徒に対して課題解決ができる体制を整える。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・不登校支援体制を整える ・学校へ訪問し、現地で相談を受け対応する			
担当課	教育指導課			

事業名	図書館読書バリアフリー事業【変更】			
事業の概要	障がい、高齢等の理由により、図書館の利用に困難を感じている人が気軽に利用できる図書館を目指し、ボランティアとともに読書推進を行う。			
目標	図書館利用に障がいがある人にとって、図書館が読書に親しむ場となるだけでなく、様々な活動を通して、社会参画の場となることを目指す。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・音訳ボランティア養成講座、音訳サービスの実施 ・宅配サービスの実施 ・知的障がい者のための代読サービス実施 ・NAIST 連携事業 留学生と絵本であそぼ			
担当課	図書館			

基本方針2 学びを通してつながり合える地域であるために

1 学びをきっかけとした市民同士の交流や新たな活躍の機会づくり

- ① 年齢や障がいの有無、国籍等、置かれた状況に関係なく全ての市民が自分らしく活躍できるよう、身近な地域において自ら学びたいときに学び、新たな知識や情報を得るなど、主体的な学びを通して自己実現や他者とのつながりを得られる機会の充実を図ります。
- ② 自身の得意分野やスキルを生かした市民同士の学び合いにより、若者も含めた幅広い世代の市民が地域で活躍する機会の拡充や世代間交流の推進、学びの継続を図ります。
- ③ 本を通したコミュニティをつくり市民のネットワークを構築するため、図書館をまちづくりの拠点とし誰もが学べる機会を設け、人と本、人と人が出会える場を創出します。
- ④ 市民が芸術に触れる機会や文化芸術活動の成果を発表する機会を広げるとともに、「音楽のまち生駒」の推進など市民との協働による取組を通して文化の担い手を拡充します。
- ⑤ 本市の伝統文化や歴史について学ぶ機会を提供するとともに、調査研究の成果等を通して幅広い世代の市民が地域への愛着を深められる取組を進めます。
- ⑥ こどもから高齢者、障がい者等あらゆる市民が、興味や目的に応じてスポーツを楽しむことができるように、それぞれのライフスタイル・ライフステージにあったスポーツを楽しめる機会をつくります。
- ⑦ こどもたちが、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、学校部活動の地域移行を見据え、新たな地域クラブ活動の推進や実施主体の活動支援等を行います。
- ⑧ 文化・歴史・スポーツ・読書等の活動を通じて、市民一人ひとりが個性を生かした役割を持って、まちづくりや地域づくりで活躍できるような取組を具体化します。

[具体的な事業・取組内容と目標]

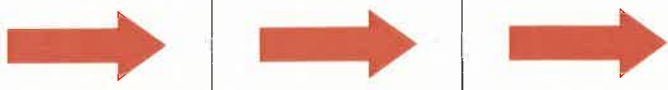
事業名	いこま教育フォーラム【変更】			
事業の概要	生駒市の学校教育の“今”を知り、“これから”を考える「いこま教育フォーラム」を継続的に開催し、これからの生駒の地域と学校について、教育委員会と地域住民と保護者が共に考え、学ぶ機会を設ける。			
目標名/現状値	開催回数		2回(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	いこま教育フォーラムの実施			
目標値/実績値	2回/2回	2回/	2回/	2回/
担当課	教育政策室			

事業名	幅広い世代への学ぶ機会の提供と地域の人材活用【変更】			
事業の概要	「IKOMAサマーセミナー」など、様々な特技や専門知識等を持った市民自身が先生となって、市民への学びや体験の場を提供するとともに、市民が活躍する機会とする。 また、このような場づくりを市民が主体となって継続的に取り組み、さらに発展していけるよう支援することで、生駒の誇る「市民力」をさらに引き出し、市民の持つスキルやアイデアをまちづくりに活かせるようにする。			
目標名/現状値	サマーセミナーに参加した「先生」の実人数(累計)		178人(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・市民主体の実行委員会による開催・運営			
目標値/実績値	190人/202人	200人/	210人/	220人/
担当課	生涯学習課			

事業名	高齢者教育推進事業【変更】			
事業の概要	人生100年時代にあって、第2・第3の人生をより充実して過ごせるよう、学びと交流の場への参加を通して個々の知識教養の充実を図るとともに、学びで得た知識や経験を地域活動への参加等まちづくりにつなげるほか、安心して心豊かなセカンドライフを支援する取組を進める。 ・いこま寿大学の運営 62歳以上の市民を対象に、様々な学習活動を通して「健康づくり」「生きがいづくり」「仲間づくり」をしながら、「まちづくり」でも活躍できることを目指して学ぶ。 ・セカンドライフ充実支援 講演を通して豊かなセカンドライフのための意識づけを行うとともに、個別のテーマによる実践講座により具体的なプラン作成や行動につなげられるよう支援する。			
目標名/現状値	セカンドライフ充実支援講座の受講者数(累計)		360人(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・いこま寿大学の運営 ・セカンドライフ講演会の実施 ・セカンドライフ実践講座の実施			
目標値/実績値	600人/575人	900人/	1,200人/	1,500人/
担当課	生涯学習課			

事業名	学びと活躍推進事業			
事業の概要	主に働き盛り世代を対象に、人生の選択肢を増やし、ウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良好な状態)に生きるための知恵・スキル・つながり等を育む学びの場「ischool」を展開する。ischool では、社会や地域課題、市民ニーズを踏まえた多様なテーマの講座を、市民協働や他課との連携により企画・運営する。			
目標名/現状値	アンケートで「今後の暮らしで活かしたいことがあった」と回答した人の割合		70%(令和4年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・市民協働や他課との連携による講座の開催 ・学びのポータルサイトの運用			
目標値/実績値	70%/84.7%	70%/	70%/	70%/
担当課	生涯学習課			

事業名	歴史・伝統文化の学びの場の提供と発信			
事業の概要	伝統文化に親しむ機会の拡充や継承を進めるほか、郷土学習の拠点である生駒ふるさとミュージアムの事業(特別展示や、市史編さん事業に携わる専門家等と連携して実施する講座、小学校向け出前授業等)を通して本市の歴史文化を発信し、市民の郷土愛を高める。			
目標名/現状値	生駒ふるさとミュージアムの年度来館者数(館外事業参加者を含む)		7,862 人(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・市内小学校を対象とした、高山竹林園での茶道体験補助事業の実施 ・ふるさとミュージアムにおける講座、特別展・企画展、出前授業等の開催			
目標値/実績値	9,000 人/6,126 人	9,000 人/	9,000 人/	9,000 人/
担当課	生涯学習課			

事業名	「音楽のまち生駒」推進事業【変更】			
事業の概要	公募提案型の「市民みんなで創る音楽祭」や市民吹奏楽団を中心とした吹奏楽事業等により、市民との協働で「音楽のまち生駒」を推進し、音楽文化の担い手の拡大や、文化芸術を通じた本市の魅力向上を図る。			
目標名/現状値	市主催音楽事業の来場者数		8,649人(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・「市民みんなで創る音楽祭」の開催 ・リベラルコンサートの開催 ・市民吹奏楽団事業の開催 ・ライオンズコンサートの共催	「市民みんなで創る音楽祭」「リベラルコンサート」は、参加団体・出演者の拡大をめざして取り組む  市民吹奏楽団事業については、現在の実施規模の維持と内容の充実をめざして取り組む		
目標値/実績値	7,600人/2,229人	7,700人/	7,800人/	7,900人/
担当課	生涯学習課			

事業名	市民との連携や「協創」のもと、まちづくりの拠点となる図書館づくり【変更】			
事業の概要	市民との連携や「協創」のもと、人と本、人と人をつなぐ事業を行い、新たな文化を創造するまちづくりの拠点となる図書館を目指す。市民と協働イベントや図書館事業を実施するほか、まちかど図書室等、市民から市民へ読書啓発を行う団体を増やし、その活動をサポートする。			
目標名/現状値	団体貸出登録数		160団体(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・本棚のWA、未在亭 ・まちかど図書室 ・官民協創事業 はっぱクラブ試行	 ・はっぱクラブという形は継続しないが、引き続き図書館児童サービスの周知を図る。		
目標値/実績値	165団体/166団体	170団体/	175団体/	180団体/
担当課	図書館			

事業名	地域スポーツ推進事業【変更】			
事業の概要	・多くの市民が参加しやすいスポーツイベントとして「いこまスポーツの日」を開催し、スポーツを始めるきっかけとすることや、市内総合型地域スポーツクラブやスポーツ施設指定管理者の事業を紹介することで、市民の継続的なスポーツ活動に繋げる。また、子どもから高齢者、障がい者などあらゆる市民が気軽に参加できる「スポパ+（プラス）」を開催する。 ・障がいの種別や程度に関らず「やりたい」「やってみよう」という思いを持ち、スポーツに親しみ楽しむことができるよう、スポーツ施設の開放事業や障がい児を対象とした体づくり運動プログラム「できるがみえる」を実施する。 ・スポーツに夢や憧れを抱けるように、メダリストやトップアスリートを招き、スポーツ教室や講演会を開催し、有名スポーツ選手と触れ合う機会をつくる。			
目標名/現状値	各種事業の開催		12回	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
各年度の取組内容	・いこまスポーツの日やスポパ+の開催(2回) ・障がい(児)者のためのスポーツ施設開放事業の開催(4回) ・障がい児のための体づくり運動プログラムの実施(4回) ・メダリストやトップアスリートを招聘しスポーツ教室や講演会の実施(2回)	 ・障がい児のための体づくり運動プログラムの実施(4回) 	 ・障がい児のための体づくり運動プログラムマニュアル策定の調整 	 ・障がい児のための体づくり運動プログラムマニュアル策定と関係団体への周知啓発 
目標値/実績値	12回/8回	12回/	8回/	8回/
担当課	スポーツ振興課			

事業名	新たな地域クラブ活動推進事業【変更】			
事業の概要	学校部活動の地域移行を見据えた「新たな地域クラブ」を拡充するため、引き続き「新たな地域クラブ活動推進協議会」の運営とコーディネーターを配置するとともに、学校関係部局や中学校等との連携を図る。また、新たな地域クラブ活動の推進に合わせ、学校体育施設開放事業における運用ルールの見直しや有料化等の検討を行う。			
目標	奈良県が掲げている「令和8年度から休日における教員の指導による学校部活動の廃止」に向け、新たな地域クラブの拡充のため、実施主体の組織体制の強化などの環境整備を図る。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・推進協議会の運営 ・コーディネーターの配置 ・新たな地域クラブ拡充 ・学校体育施設開放事業運用ルールの見直し	 ・学校体育施設開放事業新運用ルールの決定	 ・新たな地域クラブと学校部活動地域移行・地域連携の推進 ・学校体育施設開放事業新運用ルールの開始	
担当課	スポーツ振興課			

2 市民同士がゆるやかにつながり、学び、支え合える基盤づくり

- ① 様々な学びを通じて「人づくり・つながりづくり・生きがいづくり」を実現するほか、地域課題への関心を高め、地域づくりへの意識を醸成します。
- ② 地域学校協働活動や市民自治協議会、自治会による複合型コミュニティ等と連携し、学校や地域を拠点とした市民同士の学び合いや居場所づくりとともに、親子と地域とのつながりづくりを進めます。
- ③ こどもたちが安心して成長できるよう、家庭・地域・学校園・事業者・行政が連携し、地域全体でこどもを見守り、育む土壌を育てます。
- ④ 家庭・地域・学校園の連携により、こどもたちの豊かな成長を育むことができるような取組を進めながら、複合的な機能を持ち地域の拠点となるよう、地域に開かれた学校園づくりを進めます。
- ⑤ こどもたちが自ら本に手を伸ばし、読書の楽しさを共有できるよう、こどもの読書推進に取り組むため、家庭・地域・学校園の連携を強化します。
- ⑥ 多くの市民がより気軽に文化・スポーツ活動に参加できるよう、関係機関や関係団体、地域との連携を強化します。

[具体的な事業・取組内容と目標]

事業名	放課後子ども教室の運営			
事業の概要	地域学校協働活動として放課後や長期休業中等において、こどもたちが安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができる居場所をつくる。			
目標名/現状値	放課後子ども教室設置数		9校(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・放課後子ども教室の設置運営			
目標値/実績値	10校/10校	12校/	12校/	12校/
担当課	教育指導課			

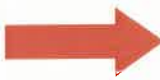
事業名	コミュニティ・スクールの推進【変更】			
事業の概要	学校と地域住民等が力を合わせて子どもたちの成長を育むため、地域住民等が学校運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会を各小・中学校に設置し、地域とともにある、地域に開かれた学校を推進する。地域の現実に即した当事者能力を子どもたちに育むため、学校運営協議会によるカリキュラムの提案を積極的に汲み上げるようにする。			
目標名/現状値	学校運営協議会の開催回数		54回(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・学校運営協議会の開催			
目標値/実績値	57回/32回	57回/	57回/	57回/
担当課	教育指導課・教育総務課			

事業名	幼稚園コミュニティ・スクールの充実【変更】			
事業の概要	市立幼稚園コミュニティ・スクールにおいて、園と保護者、地域コミュニティが連携してこどものための取組を進める。なばた幼稚園・俵口幼稚園・あすか野幼稚園に学校運営協議会を設置しているが、園児数の減少が著しい桜ヶ丘幼稚園においても、園児数やニーズに応じて、設置を検討する。			
目標名/現状値	学校運営協議会設置園数		2園(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・俵口幼稚園・なばた幼稚園に加え、あすか野幼稚園に学校運営協議会設置	・桜ヶ丘幼稚園での学校運営協議会設置検討		
目標値/実績値	3園/3園	4園/	4園/	4園/
担当課	こども園準備室			

事業名	高齢者の学びを「行動」につなげられる仕組みづくり【変更】			
事業の概要	寿大学で学んだ高齢者が自身の学びの成果やこれまでの人生経験を生かしてまちづくりの担い手として活躍する機会を増やしていけるよう支援を行う。 具体的には、「寿生駒連絡協議会」(気らくネット)が市内の学校内の菜園や花壇整備を行ったり、オリジナルの紙芝居を学校や地域の老人会等で披露するなどの社会貢献活動を市内各所で展開しているが、これらの活動と学校や地域団体等とのコーディネートを進めることで、連携の拡大や新たな取組の実施につなげる。			
目標名/現状値	気らくネットによる取組の新規実施数		1件(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・気らくネットの新たな取組に向けた支援			
目標値/実績値	1件/確認中	1件/	1件/	1件/
担当課	生涯学習課			

事業名	家庭・学校・地域が連携した家庭教育の支援			
事業の概要	子育ての不安解消や地域でのつながりづくりなどを目的に、地域で子育て支援等に関わる市民との協働により立ち上げた生駒市家庭教育支援チーム「たけのこ」を中心に、学校園などとの連携のもと親子や保護者を対象とした交流事業や家庭教育に関する情報発信などに取り組む。			
目標名/現状値	「たけのこ」によるイベント等取組実施数		3件(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・地域や学校園と連携した交流行事「たけのこ ふれ愛」イベントの開催 ・家庭教育支援チームに関する啓発 ・市 HP での情報発信			
目標値/実績値	6件/9件	6件/	6件/	6件/
担当課	生涯学習課			

事業名	「人を通して人を知る」「本を通して人を知る」をキャッチフレーズとするビブリオバトル全国大会の開催			
事業の概要	年齢や地域の枠を超えたビブリオバトルの全国大会を開催し、市民の読書推進とともに、本を通して繋がる全国的なネットワークを作り出す。			
目標名/現状値	ビブリオバトル全国大会の参加者数		377人(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・ビブリオバトル全国大会inいこまを開催			
目標値/実績値	300人/3月実施予定	300人/	300人/	300人/
担当課	図書館			

事業名	こども読書活動における家庭・地域・学校の連携			
事業の概要	家庭、地域、学校から様々な人が集まり、こどもの読書活動推進に関する情報共有を行い、学び合ったことを、それぞれの団体や地域へ持ち帰り、課題解決や活動の充実を図る。			
目標名/現状値	トライ！生駒子ども読書会議の開催回数		3回(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・「トライ！生駒子ども読書会議」の開催 第1回目：外部講師による講演会 第2・3回目：事例発表、ワークショップ			
目標値/実績値	3回/2回	3回/	3回/	3回/
担当課	図書館			

事業名	総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業			
事業の概要	誰もが身近な地域で気軽にスポーツ活動が行えるよう、市内の総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。また、学校部活動の地域移行を見据えた「新たな地域クラブ活動」の実施団体として、学校等との連携支援を行うなど体制強化に向けたクラブ支援を行う。			
目標名/現状値	市内クラブの会員数		981人(令和4年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・各クラブに対する活動支援 ・新たな地域クラブ活動実施団体としての体制強化支援			
目標値/実績値	1,050人/1,002人	1,100人/	1,140人/	1,190人/
担当課	スポーツ振興課			

基本方針3 多様な学びを支える環境づくりのために

1 「楽しい学校園づくり」のための学校園運営体制の整備

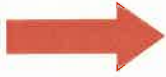
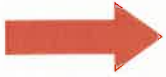
- ① こどもたち・教職員にとって学校園がより楽しいと感じられるよう、対話を通じて、安心と挑戦との両方を具体化できる学校園づくりを進めます。
- ② 教職員にとって働きがいがあり、社会変化に応じたスキルや力を身につける機会を確保するためにも、教職員の働き方改革に取り組み、指導・運営体制の充実やデジタル化などの業務改善に取り組みます。
- ③ 多様な働き方を選択できるよう柔軟な制度運用を通して、慢性的な講師不足や教職員のなり手不足の解消に向けた取組を進めます。

[具体的な事業・取組内容と目標]

事業名	教職員のウェルビーイングを実現する働き方改革			
事業の概要	教職員が健康でいきいきとやりがいをもって働ける環境整備を行い、教職員が授業や教材研究等に集中し、ゆとりをもって教育活動に取り組める時間の拡充を図る。			
目標名/現状値	月80時間超の時間外労働者数		68人(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・スクールサポート スタッフの全校 配置			
	・部活動の段階的 な地域移行		・土日における教 員の部活動指導 の廃止	
	・働き方改革に取り 組むプロジェク トチームの設置			
		・教職員の業務改 善についての各 種調査及び整理		
目標値/実績値	50人/51人	30人/	15人/	0人/
担当課	教育総務課・教育指導課・教育政策室			

事業名	学校屋内運動場空調設備整備事業【変更】			
事業の概要	各学校の屋内運動場には、防災物品として大型冷風扇を整備しており、災害時以外も活用し熱中症対策を行っている。 しかし、近年の夏期の気温上昇によって屋内運動場での活動による熱中症リスクが上がっていることから、屋内運動場に空調設備を整備してリスク軽減を図る。また、避難所として使用することとなった場合でも、空調設備が整っていることによって避難者の体調管理に資することができるようにする。			
目標	学校施設における熱中症予防のための空調設備について完了させる。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・実施設計 (小学校10校、 中学校6校、 小中学校1校)	・工事 (小学校10校、 中学校6校、 小中学校1校)		
担当課	教育総務課			

事業名	先進校視察支援事業			
事業の概要	ミドルリーダー層以上の教員及び教育委員会事務局の指導主事が自分自身の教育観や授業観のアップデートに充てる時間を確保するために、教育委員会事務局主導で先進校視察を行う。			
目標名/現状値	視察参加人数		43人(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・先進校視察実施			
目標値/実績値	45人/70人	45人/	45人/	45人/
担当課	教育指導課・教育政策室			

事業名	講師不足対策			
事業の概要	ポスターを商業施設等に掲示して広く周知を図ることで、教員免許等を有する人材に「いこま教育・保育資格バンク」への登録を促す。また、「いこま教師塾」により講師希望者に研修を実施し、市内学校への勤務がスムーズに行えるように支援する。それらにより、定数内講師の不足の解消及び今後予想される講師不足の対策を行う。			
目標名/現状値	毎年度2月時点の講師不足数		10人(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・いこま教育・保育資格バンク ・いこま教師塾			検証を行いながら見直していく
目標値/実績値	4人/2人	0人/	0人/	0人/
担当課	教育総務課・教育政策室			

事業名	「教頭の業務の再定義」を核とした学校の業務改善と教師の働き方改革施策【変更】			
事業の概要	授業改善を始めとする教育活動の改善に向けて、教職員の組織的な働き方改革を推進する。特に、学校運営の核であり、近年時間外労働が増大している教頭職の業務を再定義し、働き方改革を推進させる。 モデル校となる学校を小中学校からそれぞれ選定し、モデル校の教頭らにコンサルタントからの研修や助言の機会を提供し、伴走型支援をする。また、教頭をリーダーシップとする組織開発の実践の効果を、組織変革プロセスを用いた学校組織診断によって評価・測定し、継続的な改善を図る。			
目標名/現状値	月80時間超の時間外労働者数		68人(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・教頭を対象とした、伴走型の働き方改革支援(研修・コンサルティング)の実施 ・組織変革プロセス指標を用いた学校組織診断の実施 ・保護者宛文書等の一体的なデジタル化推進 ・教頭の働き方改革PTの発足	・令和6年度実施の研修及びコンサルティング内容の市内小中学校への展開 	検証を行いながら見直していく	
目標値/実績値	50人/51人	30人/	15人/	0人/
担当課	教育政策室			

2 こどもたちの新たな学びを創出する環境整備

- ① 学校園の整備に当たっては安全性を第一とすることに加え、こどもたちと教職員が居心地よくリラックスできる空間を整備します。また、こどもたち一人ひとりの個別最適な学びを実現するために必要な教室・設備を確保すると同時に、他学年のこどもたちや地域の関係者、遠く離れた多様な人たちと共に学ぶ協働的な学びを実現するための環境整備を進めます。
- ② 楽しく通い、学ぶことのできる学校環境をつくることはもちろんのこと、学校の教室以外の場所でも安心して学べるよう、全てのこどもたちにとって居心地がよく、個性を発揮しながら成長できる多様な環境・場づくりを進めます。
- ③ 多様化する学童保育ニーズに対応するため、指導員確保などによる体制づくりや、知識や能力の向上のための人材育成を含めた学童保育環境の整備を進めるとともに、民間事業者による学童保育事業への参入など、保護者やこどもたちのニーズに対応できる環境整備を促進します。
- ④ 待機児童解消を継続し、多様化する保護者ニーズに応えるために、保育所の整備や新たなサービスの検討、公私連携幼保連携型認定こども園への移行を計画的に進めます。
- ⑤ 家庭教育の重要性を認識すると同時に、家庭間の経済格差など、こどもたちの置かれた状況にかかわらず学びを進めることができるよう、これまで以上に教育部局と福祉部局とが連携し、地域共生社会の中での教育の役割や在り方について検討し、具体化します。

[具体的な事業・取組内容と目標]

事業名	小中学校施設の計画的な大規模改修事業			
事業の概要	建設から40年程度経過し、老朽化が進んでいる小中学校の大規模改修を順次計画的に実施する。			
目標	長寿命化を図り、主体的に物事に取り組むことができ、時代の変化にも柔軟に対応できるように改修する。			
各年度の取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・大規模改修に向けた基本設計を基に実施設計(上中)	・大規模改修工事(上中)		
担当課	教育総務課			

事業名	生駒南小学校・中学校整備事業【変更】			
事業の概要	生駒南小学校・中学校は、建築から約50年が経過しており、耐震改修やトイレ改修などの一定の改修工事を行っているものの老朽化が著しい状況である。学校施設はこどもたちが日常生活を送る場であるだけでなく、災害時の避難所となるものでもあるため、速やかに対策を行う必要がある。			
目標	主体的に物事に取り組むことができ、時代の変化にも柔軟に対応できる、新しい視点を取り入れた施設にする。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	- 境界調査及び境界確定（令和5年度繰越） - 測量 - 基本計画策定 - ワークショップ	- 基本設計及び実施設計 （仮）準備会	 ・工事 	  
担当課	教育総務課・教育政策室			

事業名	これからの時代の学校図書館のあり方創造事業			
事業の概要	デジタル化が加速する社会の中で、一人一台端末導入による調べ学習の変化や、新学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」の授業改善による児童生徒の探究学習にあたり、学校図書館の新しいあり方を模索し、生駒市モデルを創造していく。 学校図書館は、文科省の学校図書館ガイドラインに基づき、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場とするための選書や展示方法、読書スペースなどの空間づくり、イベント等を学校司書とともに考え、こどもたちが自発的・主体的に学べる環境づくりを目指す。			
目標名/現状値	実験的な取組に対する実施校の数		2校（令和5年度）	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	- 学校司書先進校視察 - 学校図書室の展示・空間づくりの工夫、充実			
目標値/実績値	2校/3校	3校/	4校/	5校/
担当課	教育政策室			

事業名	教育系ネットワーク更新【変更】			
事業の概要	セキュリティを担保しながら校務系ネットワークと学習系ネットワークを統合することで、アクセス場所(校内外)を問わず、安全な校務・学習システムの利用を可能とする。ネットワーク更新により、教職員の執務環境の向上を図ることで、児童・生徒と向き合う時間の創出や授業準備の時間の確保を図り、効率的かつ効果的な教育活動を可能とする。 また、ゼロトラスト型セキュリティネットワークの構築と同時に、保守・運用方針、教育委員会のセキュリティポリシー、施設開放時のネットワーク環境等も同時に見直すことにより学校現場が抱える課題の解決も図る。			
目標	令和6年度中に新しいネットワークを構築し、令和7年度から運用を行う。本事業により学校のネットワーク環境を改善することで教職員の作業効率を上げ、教育活動に充当する時間を創出する。			
各年度の取組内容	令和6年度 ・構築及び保守業者の選定に係るプロポーザルの実施 ・新しい環境の構築、テスト運用 ・教育情報セキュリティポリシーの策定	令和7年度 ・新ネットワーク運用開始 ・新セキュリティポリシー運用開始 ・運用の適宜見直し ・統合型校務支援システムの構築・運用	令和8年度 	令和9年度 
担当課	教育総務課・教育指導課・教育政策室			

事業名	保育料の段階的な無償化【変更】			
事業の概要	0～2歳児のうち第2子の保育料を半額から無償にする(きょうだいカウント方法の見直し含む)。また、国等に対して、0～2歳児の保育料の完全無償化に向けた要望等を行う。			
目標	多子世帯の負担軽減により少子化に歯止めをかける。			
各年度の取組内容	令和6年度 ・第2子無償化実施 ・国へ保育料完全無償化に向けた要望 ・県へ第2子無償化に係る補助を要望	令和7年度 	令和8年度 	令和9年度 ・第1子無償化に係るシステム改修
実情に合わせて随時見直していく				
担当課	幼保こども園課			

事業名	待機児童の解消に向けた取組【変更】			
事業の概要	潜在保育士の確保を目指し、「資格をいかそう！相談会」、「保育園、こども園見学ツアー」、「職場体験」を見直すとともに、大学とも連携し新卒保育士の確保を目指す。また、保育士サポート手当（新規採用の常勤保育士対象）及び保育士確保支援事業給付金（短時間保育士雇用支援、派遣保育士利用支援）を交付する。 生駒駅周辺の保育施設や分園等を整備する。			
目標名/現状値	待機児童数	16人（令和6年4月1日）		
各年度の取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・「資格をいかそう！相談会」等実施			
	・処遇改善給付金	・保育士確保支援事業給付金		
	・保育士サポート手当			
	・生駒駅周辺の保育施設・分園等の公募	実情に合わせて随時見直していく		
目標値/実績値	0人/18人	0人/	0人/	0人/
担当課	幼保こども園課・こども園準備室			

事業名	市立保育所の老朽化施設の更新【変更】			
事業の概要	老朽化した市立保育所施設の長寿命化や認定こども園としての更新を計画的に進める。			
目標名/現状値	更新施設数	0園（令和5年度）		
各年度の取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・耐力度調査（中保育園）	・エアコン改修（小平尾保育園）	・エアコン改修（中保育園） ・外壁補修（中保育園）	実情に合わせて更新を検討
目標値/実績値	0園/1園	1園/	1園/	0園/
担当課	こども園準備室			

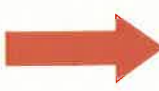
事業名	専分幼稚園のこども園化【変更】			
事業の概要	専分幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画に沿って、公私連携幼保連携型認定こども園の整備を進める。施設の設置・運営主体については、民間事業者から公募を行う。専分幼稚園園舎は市が解体・造成し、民間事業者が新園舎を建築する。			
目標	保護者の高まるニーズや多様化する就労形態及び教育・保育のさらなる質の向上を図る。			
各年度の取組内容	令和6年度 ・保護者・地域への説明・協議 ・公募型プロポーザルによる事業者選定 ・既存園舎の解体工事実施設計（アスベスト調査含む）	令和7年度 ・園舎解体・造成工事（市） ・新園舎建築工事（民間事業者）	令和8年度  ・新園舎建築工事に対する施設整備補助 ・運営事業者と協定締結	令和9年度 ・開園
担当課	こども園準備室			

事業名	学童保育の充実			
事業の概要	増加する学童保育需要に対応するため、生駒市学童保育運営協議会が運営する学童保育所の環境整備、指導員確保などによる体制づくりに取組むとともに、新たなニーズに応えるため、民間事業者による学童保育事業を促進する。			
目標名/現状値	民間学童保育所数		7か所（令和5年度）	
各年度の取組内容	令和6年度 ・民間事業者参入を図るための公募 ・運営協議会に対する支援 ・民間事業者に対する支援	令和7年度 ・運営協議会に対する支援 ・民間事業者に対する支援	令和8年度 ・民間事業者参入を図るための公募 ・運営協議会に対する支援 ・民間事業者に対する支援	令和9年度 ・運営協議会に対する支援 ・民間事業者に対する支援
目標値/実績値	7か所/7か所	8か所/	8か所/	9か所/
担当課	児童総務課			

3 全ての市民が安心して学び成長できるための環境整備

- ① 市民の生涯学習やスポーツ活動の拠点となる各施設の整備に当たっては、多様化する利用者ニーズを踏まえ、地域活動の活性化につながるような管理方法や施設全体のあり方を検討します。
- ② 市民が郷土の歴史を通してまちへの誇りや関心を高められるよう、市内に存在する文化財の保存を進めるとともに、歴史学習への活用や積極的な情報発信を行います。
- ③ 様々な生きづらさや困難を抱える市民が、自分のペースで成長しながら自己有用感を持って社会生活を送ることができるよう、安心して過ごせる居場所の確保も含め相談・支援体制の充実を図ります。
- ④ 子育てや家庭での心配ごとについて、気軽に相談できる機会や子ども自らが相談できる環境を整備し、児童虐待などを未然に防止するとともに、家庭教育の重要性を啓発し、支援を進めます。

[具体的な事業・取組内容と目標]

事業名	困難を抱える子ども・若者に対する支援の充実【変更】			
事業の概要	子ども・若者総合相談窓口「ユースネットいこま」を拠点として、様々な困難を抱える子ども・若者が自立した社会生活を送れるよう、「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」の有効活用及び関係機関との連携のもと必要な支援を行う。 また、「重層的支援整備体制事業」等とも連携しながら、できるだけ多くの不登校・ひきこもりの当事者や家族が相談支援を受けられるようにする。			
目標名/現状値	ユースネットいこまの新規相談者数		36人(令和5年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・ユースネットいこまにおける相談支援 ・「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」の運営			
目標値/実績値	50人/36人	50人/	50人/	50人/
担当課	生涯学習課			

事業名	図書館リニューアル事業【変更】			
事業の概要	図書館本館は昭和 62 年に開館し、37 年目を迎えている。開館当時は貸出を中心とし、より多くの資料を展示することが重要であったが、現在は市民の活動する場、まちづくりの拠点としての図書館機能が求められるようになってきている。市民の求める新しい図書館となるよう、リニューアル事業を行う。			
目標	令和 5 年度に実施したワークショップにおいて決定されたリニューアルの方向性『身近で落ち着ける空間でありながら、活動や交流ができる場とする』を実現する。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・リニューアル実施 設計委託	・リニューアル工事 実施 ・旧図書館クロー ジングイベント	・4月新図書館オ ープン	
担当課	図書館			

事業名	『生駒市史』編さん事業			
事業の概要	『生駒市史』編さん事業は、昭和 60 年に最終巻を発刊し終えたが、その後 30 年間に行なわれた発掘調査や古文書調査等の新たな成果が蓄積されている。加えて、生駒市を取り巻く状況は大きく変化してきており、市制 50 周年を記念して新たな「生駒市史」を編さんする意義は大きい。優れた専門性を備えた市内在住研究者や学校関係者、ボランティアの参画により「生駒市史」の編さんを行う。			
目標	まちの歩みを知ることによってまちへの愛着を醸成し、まちづくりに参画する人を増やす。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・編さん委員会開 催 ・補充調査 ・史料集2冊発刊 ・記念講演会 ・地域学習イベン ト	・編さん委員会開 催 ・補充調査 ・生駒市史第1巻・ 史料集2冊発刊 ・記念講演会	・編さん委員会開 催 ・補充調査 ・生駒市史第2 巻・史料集1冊 発刊 ・記念講演会	 ・生駒市史第4巻 下・史料集1冊 発刊
担当課	図書館			

事業名	市史編さん収集資料活用事業「いこま歴史アーカイブ」			
事業の概要	市史編さん作業で収集した資料のうち、書籍の基礎となる貴重かつ活用可能な資料を選択し、令和7年度以降『市史』を発刊公開して以降、史料を随時公開し、活用を図る。			
目標	まちの歩みを知ることによってまちへの愛着を醸成し、市のPRにつなげる。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・史料の収集・撮影	・史料の収集・撮影 ・執筆員と調整し史料の選択 ・関連課調整	・史料の収集・撮影 ・執筆員と調整し史料の選択 ・企画策定	・業者発注 ・史料の公開・活用
担当課	図書館			

事業名	生涯学習施設整備事業【変更】			
事業の概要	誰もが安心・安全に利用できる施設にするため、老朽化が進んでいる市内生涯学習施設を適切に維持管理し、計画的に改修を進める。			
目標	市民の継続した生涯学習活動を担保し、施設利用者の安全を確保するために計画的に改修を行う。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・北コミュニティセンターISTA はばたき空調設備更新工事（Ⅰ期工事） ・南コミュニティセンターせせらぎ駐車場整備工事に係る測量・設計 ・南コミュニティセンターせせらぎ駐車場整備工事 ・生駒セイセイビル照明器具 LED 化改修工事（2 階） ・生駒セイセイビル非常用予備発電装置制御部品更新業務	・北コミュニティセンターISTA はばたき空調設備更新工事（Ⅱ期工事） ・生駒セイセイビル地下1階・3階照明器具 LED 化工事 ・図書館1・2階照明器具 LED 等改修 ・図書館授乳室移設工事 ・南コミ空調設計【令和6年度補正（繰越分）】 ・生駒市生涯学習施設維持管理修繕計画策定に伴う調査業務	・南コミ空調工事（2期） ・コミセン音響舞台関係改修（1期） ・芸術会館美楽来空調工事（1期） ・芸術会館美楽来ガス消火設備更新（法改正分） ・各施設火災受信機改修 他	・北コミ図書館空調設計 ・南コミ空調工事（3期） ・南コミ音響舞台関係改修（1期） ・コミセン音響舞台関係改修（2期） ・芸術会館美楽来空調工事（2期）
担当課	スポーツ振興課			

事業名	体育施設整備事業【変更】			
事業の概要	子どもから高齢者、障がい者まで誰もが安心・安全に利用できる施設とするため、トイレの洋式化を進めるとともに、老朽化が進んでいる市内体育施設を適切に維持管理し、利用者の安心と安全を確保する。			
目標	市民の継続したスポーツ活動を担保し、施設利用者の安全を確保するために計画的に改修を行う。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・北大和体育館トイレ改修工事 ・市民体育館受水槽更新工事 ・生駒北スポーツセンター管理棟屋上等防水工事 ・北大和体育館非構造部材及び照明 LED 改修【令和5年度補正(繰越分)】	・生駒北 S.C.トイレ改修工事 ・むかいやま体育館トイレ改修工事 ・井出山体育施設テニスコート修繕工事	未定	未定
担当課	スポーツ振興課			

事業名	総合公園体育施設リニューアル事業【新規】			
事業の概要	各スポーツ施設の整備が必要となる時期や整備内容、長寿命化を含む整備経費を明らかにし、今後の市スポーツ施設の全体的なあり方を検討するため、スポーツ施設整備等に伴う調査業務を実施した。 総合公園体育館においては、建設から41年が経過しており、当調査では劣化状況評価が他の市内体育館と比べ健全度が著しく低く、災害時の避難施設でもあることから大規模改修や大規模修繕が必要となることが判明したため、総合公園内の他のスポーツ施設及び周辺施設の整備に向け、総合公園体育施設リニューアルに係る基本構想を策定し、基本計画の策定に着手する。			
目標	スポーツ施設等の統廃合による維持管理経費などの将来負担の軽減や昨今国内で頻繁に発生している大規模災害に対応できる市内最大級の防災拠点の整備を行うとともに、ユニバーサルデザインの導入によるパラスポーツの推進を図る。			
各年度の取組内容	令和6年度 【体育施設整備事業再掲分】 ・生駒市スポーツ施設整備等に伴う調査業務	令和7年度 ・総合公園体育施設リニューアルに伴う基本構想策定 ・総合公園体育施設リニューアルに伴う基本計画策定	令和8年度  ・リニューアルに伴う基本設計	令和9年度 ・リニューアルに伴う実施設計
担当課	スポーツ振興課			

第3次生駒市教育大綱 アクションプラン<令和7年度>

生駒市教育委員会 教育部 教育指導課教育政策室

〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号

電話:0743-74-1111(代表) FAX:0743-74-9100

<https://www.city.ikoma.lg.jp/>

第2期生駒市スポーツ推進計画に係る実績報告書

【令和6年度実績】

第2期生駒市スポーツ推進計画 施策・事業進捗状況表(令和6年度実績)

総事業数: 106事業

1	"個"と"ライフステージ"に応じたスポーツ活動の展開		事業数 合計	38
	(1)	ライフステージに応じたスポーツライフの展開	事業数 小計	25
	(2)	パラスポーツの推進	事業数 小計	5
	(3)	スポーツ競技者への協力・支援	事業数 小計	8
2	だれもが気軽にスポーツができる環境の整備		事業数 合計	44
	(1)	スポーツにふれるきっかけづくり	事業数 小計	18
	(2)	様々な分野や機関との連携による環境整備	事業数 小計	10
	(3)	スポーツ施設の整備と充実	事業数 小計	16
3	地域スポーツによるまちづくりの展開		事業数 合計	24
	(1)	地域に根付くスポーツの推進	事業数 小計	11
	(2)	地域人材の育成・資質向上	事業数 小計	6
	(3)	学校との連携	事業数 小計	7

スポーツ等に関する主な事業 担当課別一覧表(令和6年度実績)

担当課	事業No	事業名	別表No.	分野1	分野2
障がい福祉課	1	福祉センターにおけるレクリエーション・軽スポーツを通じたふれあい事業	26	1	2
	2	奈良県障害者スポーツ大会	27	1	2
地域包括ケア推進課	3	機能訓練事業(わくわく教室)	31	1	3
	4	高齢者体操教室(のびのび教室)	1	1	1
	5	介護予防出前講座	2	1	1
	6	介護予防教室	3	1	1
	7	コグニサイズ教室	57	2	2
	8	エイジレスエクササイズ教室	4	1	1
健康課	9	健康ウォーキング講座	58	2	2
	10	いこまウォーキング倶楽部	5	1	1
	11	生駒健康ウォーキングマップ歩こう会	6	1	1
教育総務課 幼保こども園課	12	スクールボランティア事業	39	2	1
教育総務課	13	いこまっ子キャンプ	59	2	2
教育指導課	14	部活動支援事業	40	2	1
生涯学習課	15	自主学習グループの活動支援	41	2	1
	16	いこま寿大学ハイキングクラブ	94	3	2
	17	いこま寿大学スポーツ大会	100	3	3
	18	いこま寿大学府筋運動とストレッチ講座	42	2	1
	19	いこま寿大学健康体操クラブ	101	3	3
	20	いこまっ子チャレンジ教室	7	1	1
	21	生涯学習まちづくり人材バンク登録制度	8	1	1
	22	PTA協議会の活動支援	9	1	1
	23	市民スポーツ大会	10	1	1
	24	いこまスポーツの日	11	1	1
スポーツ振興課	25	スポーツパークプラス	13	1	1
	26	北部スポーツタウン事業	46	2	1
	27	総合型地域スポーツクラブの設置・活動支援及び啓発活動事業	60	2	2
	28	体育施設指定管理者の自主事業	86	3	1
	29	トップアスリート連携事業	14	1	1
	30	各種スポーツイベントにおける青少年参加種目の設定	45	2	1
	31	体育館の無料開放事業	85	3	1
	32	青少年の体育施設利用促進事業	15	1	1
	33	市町村子ども駅伝大会及び小学生長距離走記録会(奈良県市町村対抗子ども駅伝)	69	2	3
	34	子ども対象スポーツ教室【総合型地域スポーツクラブ事業】	90	3	1
	35	子育て世代や女性対象スポーツ教室【総合型地域スポーツクラブ事業】	16	1	1
	36	スポーツリーダーバンクの設置	64	2	2
	37	障がい者スポーツ活動支援事業	89	3	1
	38	障がい者スポーツ啓発イベント	106	3	3
	39	障がい者専用のスポーツ用具・設備の設置	17	1	1
	40	県民体育大会選手派遣事業	65	2	2
	41	スポーツ競技大会派遣事業補助金	18	1	1
	42	スポーツ指導者養成事業	52	2	1
	43	生駒ふれあい市民マラソン・ジュニア駅伝大会	92	3	1
	44	全国大会等の開催支援	19	1	1
	45	スポーツクラブ育成事業	53	2	1
	46	スポーツ少年団活動の支援	20	1	1
	47	各種スポーツ教室の開催	21	1	1
	48	いこまっぴんぐ	22	1	1
	49	生駒北スポーツセンターグラウンドトラックの設置・活用	23	1	1
	50	インターネットによるスポーツイベント情報等の提供	24	1	1
	51	情報コーナーの設置	55	2	1
	52	体育施設利用ガイドの作成・配置	84	3	1
	53	学校を通じてのスポーツイベントの周知	25	1	1
	54	近畿大学との包括連携協定事業	98	3	2
	55	スポーツ医療講座【体育施設指定管理者自主事業】	28	1	2
	56	体育施設整備事業	30	1	2
	57	体育施設の管理運営	71	2	3
	58	体育施設用備品の購入	32	1	3
	59	学校体育施設開放事業	33	1	3
	60	コミュニケーションスペースの整備	34	1	3
	61	スポーツイベントにおける送迎バスの運行	97	3	2
	62	総合型地域スポーツクラブの学校施設活用	35	1	3
	63	緊急用備品の配置	36	1	3
	64	生駒北スポーツセンターへの路線バスの土日延伸	37	1	3
	65	インターネットでの施設予約システム	38	1	3
	66	体育施設の相互利用	44	2	1
	67	施設利用アンケートの実施	62	2	2
	68	指定管理者モニタリングの実施	91	3	1
	69	熱中症予防対策の実施	47	2	1
	70	市外住民受入対象事業の設置	88	3	1
	71	地域別体力づくり補助金事業	48	2	1
	72	体育施設指定管理者によるアスリート招聘事業	49	2	1
	73	スポーツ推進委員活動事業	50	2	1
	74	スポーツボランティア登録制度	51	2	1
	75	学校部活動の地域移行	56	2	1
	76	学校・地域連携事業への支援	61	2	2

参考(令和6年度実績)	
報告事業数	76事業
内重複(1体系)	55事業
内重複(2体系)	14事業
内重複(3体系)	5事業
内重複(4体系)	2事業
体系別総事業数	106事業

新規事業

スポーツ等に関する事業調査(事業報告用)

No.	分野	1	分野2	事業名	開始年度	事業内容	令和6年度事業実績	令和7年度事業計画	増減理由	対象	新継	担当課
1	1	1		機能訓練事業(わくわく教室)	H11～	概ね65歳以上の高齢者を対象に、関こもりがちな高齢者が気軽に参加できる教室で、健康体操やゲーム、簡単な調理のほかに季節の行事も盛り込んだ多様なメニューを取り入れ実施。ボランティアが中心となって教室の運営を行っている。	開催回数:91回 参加者人数:1,210人	開催回数:97回 参加者人数:1,200人	—	概ね65歳以上の高齢者	継	地域包括ケア推進課
2	1	1		高齢者体操教室(のびのび教室)	H18～	概ね65歳以上の高齢者を対象に、より活動的で元気に暮らしていただくため、健康運動指導士等により、家庭でできる簡単な体操等を行っています。公的施設を利用した公民館型と地域の集会所等で地域の方が主体となって開催する地域の教室。	○公民館型 開催回数:221回 参加者人数:2,243人 ○地域型 開催回数:331回 参加者人数:4,957人	○公民館型 開催回数:216回 参加者人数:2,700人 ○地域型 開催回数:331回 参加者人数:4,965人	—	概ね65歳以上の高齢者	継	地域包括ケア推進課
3	1	1		介護予防出前講座 ※2-2と重複	H18～	地域で活動する概ね65歳以上の方で構成されるグループが、介護予防につながる研修会等を実施する際に、運動指導員、管理栄養士、歯科衛生士、音楽療法士、保健師等の専門職を派遣し、基本的な知識の普及啓発を実施。	開催回数:17回 参加者人数:330人	開催回数:25回 参加者人数:750人	—	地域で活動する概ね65歳以上の方で構成されるグループ	継	地域包括ケア推進課
4	1	1		介護予防教室 ※2-2と重複	H18～	高齢者及びその家族を対象に、介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するために、地域包括支援センターによる介護予防教室を実施。	開催回数:160回 参加者人数:2,010人	開催回数:166回 参加者人数:2,090人	コロナ禍が終わり、各包括支援センターが開催回数を増やしているため。	高齢者及びその家族	継	地域包括ケア推進課
5	1	1		コグニサイズ教室	H27～	体を動かすことと、頭を使うことを同時にやって、脳の活動を活発にする認知症予防の教室です。ステップをしながら計算、歩きながらしりとりをするなど、楽しみながら認知症予防に取り組む教室。	実施回数:42回 参加者人数:397人	実施回数:43回 参加者人数:580人	—	概ね65歳以上の高齢者	継	地域包括ケア推進課
6	1	1		Eイジレスエクササイズ教室	H28～	有酸素運動と筋力トレーニングを組み合わせたアンチエイジング運動教室。音楽に合わせた運動やマット運動などを行うことで、体力の維持・向上を図る。	実施回数:48回 参加者人数:449人	実施回数:43回 参加者人数:688人	—	65歳～75歳未満の高齢者	継	地域包括ケア推進課
7	1	1		自主学習グループの活動支援	H25～	舞鶴、各種ダンス、気功等、様々な分野の活動に取り組んでいるグループへの支援をする。	登録グループ数(4月1日現在) 647グループ 自主学習グループフェスタの開催 広報紙掲載の公開講座の開催と補助金交付 公開講座 113回 補助金交付 95回	継続して実施	登録グループ数は毎年減少し続けているが、公開講座は開催数と補助金交付件数は向水率を維持している。現在登録を継続しているグループは活動が活発なグループが残っているため。	全市民	継	生涯学習課
8	1	1		いこま寿大学ハイキングクラブ	S55～	いこま寿大学の趣味充実講座(クラブ学習)として開講。距離により3コース(10km・8km・6km)がある。	1年生 191名 2年生 166名 3年生 112名 4年生 84名 年間7回実施 ※在学生(休学者のぞく)	継続して実施 年間7回実施	—	いこま寿大学学生	継	生涯学習課
9	1	1		いこま寿大学スポーツ大会 (令和7年度より軽スポーツ体験に変更)	H17～	いこま寿大学の趣味充実講座(クラブ学習)として開講。肝筋運動で楽しみながら、足腰の筋力を強化しし筋肉を貯める。筋力・姿勢トレーニングやストレッチ体験を実施。	年間1回実施 練習日 179名 当日 207名	継続して実施 年間1回実施予定	—	いこま寿大学学生	継	生涯学習課
10	1	1		いこま寿大学府協運動とストレッチ講座	R6～	いこま寿大学の趣味充実講座(クラブ学習)として開講。	1回実施 参加人数 計23名	年間1回開催予定	—	いこま寿大学学生	新	生涯学習課
11	1	1		いこま寿大学健康体操クラブ	R2～	いこま寿大学の趣味充実講座(クラブ学習)として開講。	1年生 26名 2年生 70名 3年生 27名 4年生 25名 年間7回実施 ※在学生(休学者のぞく)	継続して実施 年間7回実施	—	いこま寿大学学生	継	生涯学習課
12	1	1		市民スポーツ大会 ※2-2と重複	S47～	広く市民の間に体育・スポーツを普及し、市民の健康を増進するとともに生活の明く豊かなものにしようとするものがある。また市民の体力づくり・健康づくりの中核としてスポーツへの関心を一層高め、市民が広く参加する機会とする各種スポーツ競技大会。	29競技 5,034人	29競技 7,000人	—	全市民	継	スポーツ振興課

スポーツ等に関する事業調査(事業報告用)

No.	分野	分野2	事業名	開始年度	事業内容	令和6年度事業実績	令和7年度事業計画	増減理由	対象	新継	担当課
13	1	1	いこまスポーツの日 ※2-1 ※2-2 3-1と重複	R22~	市民総参加型スポーツイベントとして、スポーツ推進委員やスポーツ施設指定管理者、総合型地域スポーツクラブなどと協働・連携して実施。より多くの市民が気軽に参加でき、スポーツをするための、リレーマラソンやeスポーツ大会など、新たなプログラムに取り組み、 全市民を対象として体育館及びグラウンドを開放し、性別、年齢、体力、障がいの有無に関わらずスポーツやレクリエーション活動の場を提供する。	eスポーツ:239人 バレーボール:78人 バレーボール:100人 eスポーツ:16人 eスポーツ:588人	継続して実施予定		全市民	継	スポーツ振興課
14	1	1	スポーツパークプラス ※2-1 ※2-2 3-1と重複	R6~	生駒市北部スポーツタウン構想の実現に向け、生駒北スポーツセンター等を活用し、総合型地域スポーツクラブの推進を図るとともに、誰もが楽しめるスポーツ施設を目指し、市民のスポーツ活動の活性化を図る。	参加者:229人	継続して実施予定		全市民	継	スポーツ振興課
15	1	1	北部スポーツタウン事業 ※2-3 3-1と重複	H25~	総合型地域スポーツクラブの設立を支援し、また、広く市民に周知するため、市内スポーツ関係団体へ啓発を行うとともに、奈良県スポーツ支援センターと連携を図り、総合型地域スポーツクラブ設立についての啓発活動を行う。	指定管理者による管理運営 42,706,000円	指定管理者による管理運営		全市民	継	スポーツ振興課
16	1	1	総合型地域スポーツクラブの設置・活動支援及び啓発活動 ※2-2 ※2-3 3-1と重複	H22~	指定管理者募集要綱に基づき、体育施設の能力の発掘と創造を推進し、市民サービスの向上につながる提案事業を実施する。	・情報の提供 ・市内地域クラブ連携による事業の開催 (いこまマリン、トップアスリート連携事業) ・市内地域クラブ連携会議の開催	・情報の提供 ・市内地域クラブ連携による事業の開催 (いこまマリン、トップアスリート連携事業) ・市内地域クラブ連携会議の開催		全市民	継	スポーツ振興課
17	1	1	体育施設指定管理者の自主事業 ※2-2と重複	H22~	指定管理者募集要綱に基づき、体育施設の能力の発掘と創造を推進し、市民サービスの向上につながる提案事業を実施する。	◎TAC(東京アスレティッククラブ) ・屋内温水プールTACきらめき きらめきまつり、アクアジムイベント等 ◎生駒市スポーツ協会 ・総合型地域スポーツクラブ 「いこまマリン」事業、 障害予防プロジェクト等	各指定管理者の事業計画に基づいて実施		全市民	継	スポーツ振興課
18	1	1	トップアスリート連携事業 ※2-1 ※2-2 3-1と重複	H25~	市内体育施設等を活用したトップアスリートと触れ合えるスポーツイベントの開催。	【田中夢乃】による新体操体験会【20人】 【浅香山部屋ちびっこ相撲体験会】18人	【指定管理者と共催企画】未定 【浅香山部屋ちびっこ相撲体験会】予定		全市民	継	スポーツ振興課
19	1	1	各種スポーツイベントにおける青少年参加機目の設定 ※2-1と重複	S47~	市民体育大会の競技に小学生・中学生の部を設置。	市民体育大会 スポーツパークプラス(229人) IKOMAマラソンチャンピオンシップ(295人) 小学生水泳競技大会(47人)	市民スポーツ大会 スポーツパークプラス(300人) IKOMAマラソンチャンピオンシップ(400人) 小学生水泳競技大会(150人)		市内在住・在学している小学生等	継	スポーツ振興課
20	1	1	体育館の無料開放事業	H14~	青少年の健全育成を図り、市内の児童・生徒の遊び場を提供するため、原則毎月第1・第3土曜日に1万所の体育館を無料開放する。	回数 20回 延べ参加者 1,277人	回数 19回		市内の児童とその保護者	継	スポーツ振興課
21	1	1	青少年の体育施設利用促進事業	H14~	体育施設使用料(利用料)に青少年料金を設け、市内に在住・在学している幼児・児童・生徒の利用促進を図る。	体育館(会議室・多目的室含む)・武道館 2,941件 86,930人 テニスコート 1,574件 20,033人 グラウンド・野球場 2,062件 157,827人 相撲場 8件 77人	継続して実施		市内に在住・在学している中学生以下の児童及び生徒	継	スポーツ振興課
22	1	1	市町村子ども駅伝大会及び小学生長距離走記録会(奈良県市町村対抗子ども駅伝)	H17~	子ども達の体力低下が懸念されている中、子ども達の現在の体力を把握するとともに、スポーツに励み、あきらめずに努力し、小学生～6年生を対象に陸上長距離走記録会(奈良県市町村対抗子ども駅伝)を開催する。	市町村子ども駅伝大会 参加人数 8人 IKOMAマラソンチャンピオンシップ(長距離走)参加人数 5・6年生 100名 3・4年生 100名 1・2年生 100名 合 計 300名	市町村子ども駅伝大会 参加人数 8人 IKOMAマラソンチャンピオンシップ(長距離走)参加人数 5・6年生 100名 3・4年生 100名 1・2年生 100名 合 計 300名		市内在住・在学の小学生	継	スポーツ振興課

スポーツ等に関する事業調査(事業報告用)

No.	分野	1	分野2	事業名	開始年度	事業内容	令和6年度事業実績	令和7年度事業計画	増減理由	対象	新継	担当課
23	1	1	1	子ども対象スポーツ教室 【総合型地域スポーツクラブ事業】 ※2-1と重複	H22～	各クラブにおいて子ども対象スポーツ教室を設置。	いこいっすクラブ ・バスケットボール教室 ・ジュニアバドミントン教室 ・リトルバイン総合型地域スポーツクラブ ・キッズスポーツ教室 ほか ・フロストリート関西 ・サッカー、フットサル教室 ほか	各クラブの事業計画に基づいて実施		市内に在住・在学している小学生等	継	スポーツ振興課
24	1	1	1	子育て世代や女性対象スポーツ教室 【総合型地域スポーツクラブ事業】 ※2-1 ※3-1と重複	H22～	各クラブにおいて子育て世代や女性対象スポーツ教室を設置。	リトルバイン総合型地域スポーツクラブ ・親子スポーツ教室 ほか	各クラブの事業計画に基づいて実施		全市民	継	スポーツ振興課
25	1	1	1	スポーツリーダーバンクの設置 ※3-2と重複	H24～	スポーツに関する専門的な知識や経験、技能等を有しているリーダーを発掘し、その情報を提供することにより、市民のスポーツ活動の普及・振興を図り、豊かな地域社会に寄与するため設置する。	登録者数 41人 実技指導者 41人 講演・講師者9人(講演・講師者の9名は実技指導と両方登録)	新規登録予想 5人		全市民	継	スポーツ振興課
26	1	2	2	福祉センターにおけるレクリエーション・軽スポーツを通じてふれあい事業	H28～	福祉センターにおいて、社会福祉活動の育成と市民のふれあいを図る事業として、レクリエーション・軽スポーツの体験会及び出前講座を行うことで、障がい者や高齢者の地域とのつながりを広げ、自立、生きがいづくりにつなげる。	・レクリエーション・ゲーム会 実施回数:1回 参加人数:40人・障がい者及び高齢者向け軽スポーツ体験会 実施回数:2回 参加人数:52人・運動要素のある教室 実施回数:117回 参加人数:2585人・福祉出前講座(指定管理者の自主事業)実施回数:16回 参加人数:312人・モラルックひろば(指定管理者の自主事業)実施回数:7回 参加人数:157人	・レクリエーション・ゲーム会 実施回数:1回 参加人数:40人・障がい者及び高齢者向け軽スポーツ体験会 実施回数:2回 参加人数:52人・運動要素のある教室 実施回数:117回 参加人数:2585人・福祉出前講座(指定管理者の自主事業)実施回数:16回 参加人数:312人・モラルックひろば(指定管理者の自主事業)実施回数:7回 参加人数:157人		障がい者及び高齢者(モラルックひろばのみ)小学生以上の市民・福祉出前講座(自治会・老人会・地域サロン・福祉団体等)	継	障がい福祉課
27	1	2	2	奈良県障害者スポーツ大会 ※1-3と重複		障害者スポーツを広く振興するとともに、県民の障害者スポーツに対する理解を深め、障害者の社会参加の促進と、障害者福祉の増進に寄与することを目的として開催。奈良県と奈良県障害者スポーツ協会が主催し、市福祉事務所も参加申込手続や、陸上競技会当日の参加補助を行う。	大会参加者(学校通学者又は施設入所者を除く) 12人	大会参加者(学校通学者又は施設入所者を除く) 15人	参加申し込みが増えたため	満13歳以上の障がい者(一定の要件あり)	継	障がい福祉課
28	1	2	2	障がい者スポーツ活動支援事業	H28～	スポーツ機会が少ない、障がい児・障がい者のスポーツ機会をつくるため各種事業を開催する。	体育館・屋内温水プール等の体育施設の無料開放 屋内温水プールの無料開放 2回 体育施設開放 2回 体つくり運動プログラム 4回	体育館・屋内温水プール等の体育施設の無料開放 屋内温水プールの無料開放 体育施設開放 体つくり運動プログラム		市内に在住・在勤・在学している障がい者	継	スポーツ振興課
29	1	2	2	障がい者スポーツ啓発イベント	H28～	障がい者スポーツを広く普及するとともに、障がい者の競技スポーツ活動を支援する。	未実施	未定		全市民	継	スポーツ振興課
30	1	2	2	障がい者専用のスポーツ用具・設備の設置 ※2-3と重複	H28～	障がい児・障がい者の用具・設備を体育施設に設置する。	車イス対応型卓球台 車椅子バスケットボール用ゴール 他	車イス対応型卓球台 他		市内に在住・在勤・在学している障がい者	継	スポーツ振興課
31	1	3	3	奈良県障害者スポーツ大会 ※1-2と重複		障害者スポーツを広く振興するとともに、県民の障害者スポーツに対する理解を深め、障害者の社会参加の促進と、障害者福祉の増進に寄与することを目的として開催。奈良県と奈良県障害者スポーツ協会が主催し、市福祉事務所も参加申込手続や、陸上競技会当日の参加補助を行う。	大会参加者(学校通学者又は施設入所者を除く) 12人	大会参加者(学校通学者又は施設入所者を除く) 15人	参加申し込みが増えたため	満13歳以上の障がい者(一定の要件あり)	継	障がい福祉課
32	1	3	3	県民体育大会選手派遣事業		奈良県 奈良県体育協会が主催する県民体育大会に市代表選手を派遣する。	【役員】10名 【選手】117競技 306名	【役員】15名 【選手】19競技 300名		県民体育大会出場者	継	スポーツ振興課
33	1	3	3	スポーツ競技大会派遣事業補助金	H9～	技術力の高いスポーツ競技選手と技を競うスポーツ競技大会(全国・国際大会等)に参加することで、本市代表選手の技術力の向上を図るとともにスポーツを通じた国際交流の推進と、その功績によるスポーツ振興を図ることを目的とし、全国大会や国際的大会等へ参加するための必要経費の一部を補助する。	全国大会等派遣 44件(97人)	全国大会等派遣 30件 110人 見込み		市内に在住者	継	スポーツ振興課

スポーツ等に関する事業調査(事業報告用)

No.	分野	事業名	開始年度	事業内容	令和6年度事業実績	令和7年度事業計画	増減理由	対象	新継	担当課
34	1	スポーツ指導者養成事業 ※3-2と重複	H3～	市民の多様化するスポーツ活動に対応するため、スポーツリーダーの登録制度を設け、必要とされるスポーツ指導者の養成事業の経費の一部を補助し、地域におけるスポーツ活動の活性化及び振興を図る。	実績なし	継続して登録者を募集する。		全市民	継	スポーツ振興課
35	3	生駒ふれあい市民マラソン・ジュニア駅伝大会	S63～	マラソンの普及と走る楽しさを知ってもらい、子ども達への運動の機会づくり、参加者同士のコミュニケーションの場の提供、健康な身体づくりに役立てることを目的に開催する。	中止	未定		限定なし	継	スポーツ振興課
36	3	全国大会等の開催支援		市内で開催される各種競技の全国大会等に対して、会場の調査、後援等の支援を行う。	該当なし	未定		大会出場者	継	スポーツ振興課
37	3	スポーツクラブ育成事業	H3～	一般財団法人生駒市スポーツ協会に加盟する競技団体にに対し、スポーツ活動の強化及び活性化を図るための事業に必要な経費の一部を補助し、本市のスポーツの普及及び振興を図る。	30競技団体	30競技団体		生駒市スポーツ協会加盟 競技団体	継	スポーツ振興課
38	3	スポーツ少年団活動の支援		生駒市スポーツ少年団登録大会参加及び交流大会を実施した市スポーツ少年団登録団体にに対し支援を行う。	登録団体 3団体(卓球1、レスリング1、合気道1) 団員45人 指導者9人	登録団体 3団体(卓球1、レスリング1、合気道1) 団員45人 指導者9人		市スポーツ少年団登録団体	継	スポーツ振興課
39	2	健康ウォーキング講座 ※2-2と重複	H19～	運動習慣づくりの第1歩として、ウォーキングや運動に関する基礎を学び、参加者の健康の維持・向上をはかる講座。	開催数:4回×2 参加人数:103人	実施予定なし		全市民	継	健康課
40	2	いにまっくウォーキング倶楽部	H27～	運動習慣づけを行うために、歩数の記録票を希望者に配布。また、ウォーキングに関する無料相談を実施する。	年間通じて記録票を健康課・各市内生涯学習施設に設置または市ホームページに掲載	昨年と同様に行う	変更なし	全市民	継	健康課
41	2	生駒健康ウォーキングマップ歩こう会 ※3-2と重複	H30～	日常生活の中で楽しみながら日々の健康づくりにつなげるこころがけとして、ウォーキングマップを活用した歩こう会を実施する。	開催数:2回 参加人数:37人	開催数:2回 参加予定人数:各30人×2回=60人	変更なし	全市民	継	健康課
42	2	いにまっく子キャンプ	H21～	人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深め、森林を大切にすることを目的とする教育を設けることにより、子ども達の自然体験の機会を創出することにより、地域の自然環境の保全を図る。また、地域の自然環境の保全を図る。また、地域の自然環境の保全を図る。	決算額 1,900,000円 市内12小学校で実施 1,139名が参加	予算額 1,920,000円 市内12小学校と子どもの居場所・学び支援室で実施 1,040名が参加	参加児童生徒数の変動 要綱変更により事業内容及び支援室で実施 教育総務課へ所管替え	市内小・中学校児童生徒	継	教育総務課
43	2	いにまっくチャレンジ教室	H22～	子どもたちが安全に安心して活動できる居場所をつくり、普段経験しないような様々な活動をする機会を設けることにより、今後の活動のきっかけづくりとする。また、地域の人々と交流することによって、地域社会とのつながりを強める。	2回実施(いずれも奈良高等専門学校の連携事業) ・1回目(8/13)「作って楽しい食パン」 ・2回目(10/6)「ドッグタグを作る」 ・3回目(11/2)「聞いて、見て、感じて、電気の世界」 参加者16名 ・4回目(11/2)「聞いて、見て、感じて、電気の世界」 参加者17名	実施予定回数 3回 ・1回目(8/13)「作って楽しい食パン」 ・2回目(10/6)「ドッグタグを作る」 ・3回目(11/2)「聞いて、見て、感じて、電気の世界」 参加者16名 ・4回目(11/2)「聞いて、見て、感じて、電気の世界」 参加者17名	昨年度は別事業として「チャレンジ教室」を並行して実施していたが、今年度は実施しないため従来通りの年3回実施とする。また、例年テーマを「科学教室」に統一して実施していたが、今年度は多様なジャンル(食・スポーツを追加)で実施予定。	市内在住の小学生・中学生	継	生涯学習課
44	2	各種スポーツ教室の開催 ※2-2 ※3-1と重複		初心者を対象として、各スポーツの基本技術の習得及び体力の向上を図るとともに、生涯スポーツ人口の拡大を図るため、各種スポーツ教室を開催する。	21教室 4,005人	21教室 5,000人見込み		全市民(各教室によって年齢層あり)	継	スポーツ振興課
45	2	スポーツパークプラス ※1-1 ※3-1と重複	R6～	全市民を対象として体育館及びグラウンドを開放し、性別、年齢、体力、障がいの有無に関わらずスポーツやレクリエーション活動の場を提供する。	参加者:229人	継続して実施予定		全市民	継	スポーツ振興課

スポーツ等に関する事業調査(事業報告用)

No.	分野	分野2	事業名	開始年度	事業内容	令和6年度事業実績	令和7年度事業計画	増減理由	対象	新継	担当課
46	2	1	いこまスポーツの日 ※1-1 2-2 3-1と重複	R22~	市民総参加型スポーツイベントとして、スポーツ推進委員やスポーツ施設指定管理者、総合型地域スポーツクラブなどと協働・連携して実施。より多くの市民が気軽に参加でき、スポーツをはじめめるきっかけや、スポーツに親しんでもらえる1日とするため、リレーマラソンやeスポーツ大会など、新たなプログラムに取り組み。	eスポーツ:239人 バドミントン:78人 リレーマラソン:100人 芝生でピクニック:16人 軽スポーツ:588人	継続して実施予定	-	全市民	継	スポーツ振興課
47	2	1	いこまマリン倶楽部 (R6から名称変更) ※3-1と重複	H26~	生駒市の自然豊かな環境や、高低差のある地理を活用し、地図をもとに制限時間内にチェックポイントを回り、得点を集める「フットロギング」を自転車でおこなうサイクリングイベント。	参加者:61人	継続して実施予定	-	限定なし	継	スポーツ振興課
48	2	1	生駒北スポーツセンターグラウンドトラックの設置・活用	H25~	ランニング専用トラックとして市民の利用を促進するとともに、市のスポーツイベント等に活用する。	個人使用 149件	個人使用 300件	-	全市民	継	スポーツ振興課
49	2	1	インターネットによるスポーツイベント情報等の提供		市ホームページやツイッターなどを活用し、スポーツイベントやその他のスポーツ関連情報を紹介するなど、より広く情報提供できる環境を整える。	X(旧ツイッター)やfacebook等を利用した情報の提供	X(旧ツイッター)やfacebook等を利用した情報の提供	-	全市民	継	スポーツ振興課
50	2	1	情報コーナーの設置		窓口カウンター及びマガジンラック等に各種スポーツ情報のチラシ、パンフレット等を配置する。	各体育施設の窓口付近にスポーツリーダーバンク及び各種スポーツ情報のファイルを設置	継続して実施	-	全市民	継	スポーツ振興課
51	2	1	体育施設利用ガイドの作成・配置		体育施設の利用ガイドを作成し、体育施設窓口等に配置、体育施設利用者及び体育施設の利用希望者に配布する。	生駒市スポーツ施設のご案内]等の配置	生駒市スポーツ施設のご案内]等の配置	-	体育施設利用者・体育施設利用希望者	継	スポーツ振興課
52	2	1	トップアスリート連携事業 ※1-1 3-1と重複	H25~	市内体育施設等を活用したトップアスリートと触れ合えるスポーツイベントの開催。	【田中孝介氏による新体操体験会】20人 【浅香山部屋ちびっこ相撲体験会】18人	【指定管理者と共催企画】未定 【浅香山部屋ちびっこ相撲体験会】予定	-	全市民	継	スポーツ振興課
53	2	1	各種スポーツイベントにおける青少年参加種目の設定 ※1-1と重複	S47~	市民体育大会の競技に小学生・中学生の部を設置。	市民体育大会 スポーツバーブラス(229人) IKOMAマラソンチャンピオンシップ(295人) 小学生水泳競技大会(47人)	市民体育大会 スポーツバーブラス(300人) IKOMAマラソンチャンピオンシップ(400人) 小学生水泳競技大会(150人)	-	市内在住・在学している小学生等	継	スポーツ振興課
54	2	1	子ども対象スポーツ教室 【総合型地域スポーツクラブ事業】 ※1-1と重複	H22~	各クラブにおいて子ども対象スポーツ教室を設置。	いこまクラブ バスケボール教室 ・ジュニアバドミントン教室 ・リトルバイン総合型地域スポーツクラブ ・キッズスポーツ教室 ほか プロストリート関西 ・サッカークラブ、フットサル教室 ほか	各クラブの事業計画に基づいて実施	-	市内に在住・在学している小学生等	継	スポーツ振興課
55	2	1	子育て世代や女性対象スポーツ教室 【総合型地域スポーツクラブ事業】 ※1-1 3-1と重複	H22~	各クラブにおいて子育て世代や女性対象スポーツ教室を設置。	リトルバイン総合型地域スポーツクラブ ・親子スポーツ教室 ほか	各クラブの事業計画に基づいて実施	-	全市民	継	スポーツ振興課
56	2	1	学校を通じてのスポーツイベントの周知		学校との連携により、学校を通じてスポーツイベントの周知を図る。	学校へのパンフレット配布 ・小学生水泳競技大会 ・IKOMAマラソンチャンピオンシップ ほか	継続して実施	-	市内に在住・在学している小学生	継	スポーツ振興課
57	2	2	介護予防出前講座 ※1-1と重複	H18~	地域で活動する65歳以上の方で構成されるグループが、介護予防につながる研修会等を実施する際に、運動指導員、管理栄養士、歯科衛生士、音楽療法士、保健師等の専門職を派遣し、基本的な知識の普及啓発を実施。	開催回数:17回 参加者人数:330人	開催回数:25回 参加者人数:750人	-	地域で活動する65歳以上のグループ	継	地域包括ケア推進課
58	2	2	介護予防教室 ※1-1と重複	H18~	高齢者及びその家族を対象に、介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するために、地域包括支援センターによる介護予防教室を実施。	開催回数:160回 参加者人数:2,010人	開催回数:160回 参加者人数:2,090人	コロナ禍が終わり、各句話支援センターが開催回数を増やしているため。	高齢者及びその家族	継	地域包括ケア推進課
59	2	2	健康ウォーキング講座 ※2-1と重複	H19~	運動習慣作りの第1歩として、ウォーキングや運動に関する基礎を学び、参加者の健康の維持・向上をはかる講座。	開催数:4回×2 参加者人数:103人	実施予定なし	-	全市民	継	健康課

スポーツ等に関する事業調査(事業報告用)

No.	分野1/分野2	事業名	開始年度	事業内容	令和6年度事業実績	令和7年度事業計画	増減理由	対象	新継	担当課
60	2	いこまスポーツの日 ※1-1 2-1 3-1と重複	R2~	市民総参加型スポーツイベントとして、スポーツ推進委員やスポーツ施設指定管理者、総合型地域スポーツクラブなどと協働・連携して実施。より多くの市民が気軽に参加でき、スポーツをはじめめざしめや、スポーツに親しんでもらえる1日とするため、リレーマラソンやeスポーツ大会など、新たなプログラムに取り組み。	eスポーツ:239人 ハルマアカデミー体験会:78人 リレーマラソン:100人 茨生でビラデイス:16人 軽スポーツ:588人	継続して実施予定		全市民	継	スポーツ振興課
61	2	近畿大学との包括連携協定事業	R3	近畿大学と生駒市の包括連携協定の一環として、アーチェリー体験会を実施。	未実施	未定		市内小学生	継	スポーツ振興課
62	2	各種スポーツ教室の開催 ※2-1 3-1と重複	2	初心者を対象として、各スポーツの基本技術の習得及び体力の向上を図るとともに、生涯スポーツ人口の拡大を図るため、各種スポーツ教室を開催する。	21教室 4,005人	21教室 5,000人見込み		全市民(各教室によって年齢制限あり)	継	スポーツ振興課
63	2	市民スポーツ大会 ※1-1と重複	S47~	広く市民の間に体育・スポーツを普及し、市民の健康を推進するとともに生活を明るく豊かなものにしようとするものがある。また市民の体力づくり・健康づくりの核として体育への関心を一層高め、市民が広くスポーツに参加する機会とする各種スポーツ競技大会。	29競技 5,034人	29競技 7,000人		全市民	継	スポーツ振興課
64	2	総合型地域スポーツクラブの設置・活動支援及び啓発活動事業 ※1-1 3-1 3-3と重複	H22~	総合型地域スポーツクラブの設立を支援し、また、広く市民に周知するため、市内スポーツ関係団体へ啓発を行うとともに、奈良県スポーツ支援センターと連携を図り、総合型地域スポーツクラブ設立についての啓発活動を行う。	・情報の提供 ・市内地域クラブ連携による事業の開催 (トップアスリート連携事業) ・市内地域クラブ連携会議の開催	・情報の提供 ・市内地域クラブ連携による事業の開催 (トップアスリート連携事業) ・市内地域クラブ連携会議の開催		全市民	継	スポーツ振興課
65	2	体育施設指定管理者の自主事業 ※1-1と重複	H22~	指定管理者募集要綱に基づき、体育施設の機力の充実に創造を推進し、市民サービスの向上につながる提案事業を実施する。	◎TAC(東京アスレチッククラブ) ・屋内温水プールTACきらめき いこまめざしめ、アクアジムイベント等 ◎生駒市スポーツ協会 ・総合型地域スポーツクラブ いこまめざしめ、アクアジムイベント等 ・障害予防プロジェクト等	各指定管理者の事業計画に基づいて実施		全市民	継	スポーツ振興課
66	2	スポーツ医薬講座 【体育施設指定管理者自主事業】 体育施設整備事業	H28~	スポーツ障害予防について、より多角的な分析から、選手に開くすべての人が協力し選手への健康な成長を目指す。 市内体育施設は1990年以前に建設されたものが多く、未だバリアフリー化されていない部分もあるため、今後は各施設を調査し検討した上で、高齢者・障がい者なども集うことができる、コミュニティ施設とともに、施設の老朽化により機能が低下している設備もあるため、利用者が安全に安心して使用する事ができる施設の整備を行う。	少年・中学・高校野球選手の障害予防・育成プロジェクト 北大和体育施設 (トイレ改修工事) 13,139,800円 19,834,178円 (照明LED化・非構造部材改修工事) 25,917,000円 生駒北スポーツセンター(トイレ改修工事) 12,340,822円 生駒北スポーツセンター(管理棟屋上防水改修工事) 10,612,800円 滝寺公園体育施設(受水欄更新工事) 23,987,700円	継続して実施予定 むかいやま公園体育施設 (トイレ改修工事) 13,139,800円 (照明LED化・非構造部材改修工事) 25,917,000円 生駒北スポーツセンター(トイレ改修工事) 11,824,578円 井出山体育施設 (テニスコート修繕工事) 3,553,001円		全市民 体育施設利用者	継 継	スポーツ振興課 スポーツ振興課
68	3	体育施設の管理運営		体育施設の管理・運営の効率化と充実を図るため、指定管理者に管理運営を委託するとともに、利用者が安心・安全に施設を使用できるよう管理を行う。	指定管理料(市スポーツ協会、モンペル、あおはに共同、生駒山麓公園指定管理共同企業体) 樹栽培委託等 204,756,159円	指定管理料(市スポーツ協会、モンペル、あおはに共同、生駒山麓公園指定管理共同企業体) 樹栽培委託等 269,367,503円		体育施設利用者	継	スポーツ振興課
69	3	北部スポーツタウン事業 ※1-1 3-1と重複	H25~	生駒市北部スポーツタウン構想の実現に向け、生駒北スポーツセンター等を活用し、総合型地域スポーツクラブの推進を図るとともに、誰もが集えるスポーツ施設を目指し、市民のスポーツ活動の活性化を図る。	指定管理者による管理運営 42,706,000円	指定管理者による管理運営		全市民	継	スポーツ振興課
70	3	体育施設用備品の購入		体育施設の充実と適正な管理のため、施設用備品を購入する。	グラウンドならし、卓球台、テニスコートネット、ハレーボールネット、サッカーゴールウェイ、障がい者用スポーツ用具等 3,907,000円	グラウンドならし、卓球台、テニスコートネット、ハレーボールネット、サッカーゴールウェイ、障がい者用スポーツ用具等 3,632,000円		体育施設利用者	継	スポーツ振興課
71	3	障がい者専用のスポーツ用具・設備の設置 ※1-2と重複	H28~	障がい者・障がい者用のスポーツ用具・設備を体育施設に設置する。	車イス対応型卓球台 車椅子バスケットボール用ゴール 他	車イス対応型卓球台 他		市内に在住・在勤・在学中の障がい者	継	スポーツ振興課

スポーツ等に関する事業調査(事業報告用)

No.	分野	事業名	開始年度	事業内容	令和6年度事業実績	令和7年度事業計画	増減理由	対象	新継	担当課
72	2	3	S55~	子どもを含め地域の社会体育の普及を図り、学校体育施設を学校休業日に地域団体等へ開放する。	小学校 12校 2,692回 中学校 7校 94回	継続して実施		全市民	継	スポーツ振興課
73	2	3		利用者が同士が駆け合えるスペースの整備を進め、誰もが集えるスポーツ施設を目指す。	滝寺S.C.、高山S.C.で継続して実施 中	継続して実施		全市民	継	スポーツ振興課
74	2	3		スポーツイベントにおける適切な運営を図るため、選手及び関係者の送迎バスを運行する。	未実施	未定		大会等参加者	継	スポーツ振興課
75	2	3	H25~	各クラブの事業運営に際し、学校施設を活用し、地域に開かれた活動を展開する。	リトルバイン総合型地域スポーツクラブ ・キッズフットボール教室 ・バドミントン教室 ・サークリット運動教室 など	各クラブの事業計画に基づいて実施		全市民	継	スポーツ振興課
76	2	3	H18~	各体育施設にAED等緊急用備品を配置し、安心して施設を利用できる体制を作る。	各体育施設にAED等緊急用備品を継続して設置。	各体育施設に継続して設置		全市民	継	スポーツ振興課
77	2	3	H25~	生駒北スポーツセンターへの路線バスの土日延伸	生駒北スポーツセンター発着 各20本/日 利用人数 計1,228人	生駒北スポーツセンター発着 各20本/日		全市民	継	スポーツ振興課
78	2	3	H22~	インターネットでの施設予約システム	インターネット予約件数 3,852件 利用者登録団体 1,510団体	インターネット予約件数 4,000件 利用者登録予想件数 1,600団体		全市民	継	スポーツ振興課
79	2	3	H22~	体育施設の相互利用	対象施設: (生駒市) TACきらめき、TAC井岡山スポーツパーク、むかいやま公園体育施設(平群町) 平群町 全体育施設 【生駒市民の利用】 平群町総合が「サカサカ」(45人) その他施設:(737件 6,592人) 【平群町民の利用】 きらめきプール1,715人(大人1,388人、小人327人)、きらめきジム473人、井岡山体育施設296人、むかいやま公園体育施設12人	対象施設: (生駒市) TACきらめき、TAC井岡山スポーツパーク、むかいやま公園体育施設(平群町) 平群町 全体育施設 【生駒市民の利用】 平群町総合が「サカサカ」(45人) その他施設:(737件 6,592人) 【平群町民の利用】 きらめきプール1,715人(大人1,388人、小人327人)、きらめきジム473人、井岡山体育施設296人、むかいやま公園体育施設12人		全市民 全平群町民	継	スポーツ振興課
80	2	3	H26~	各施設において、サービスの向上を目指した利用者アンケートを実施する。	各体育施設 約1ヶ月間実施	継続して実施		施設利用者	継	スポーツ振興課
81	2	3	H26~	公の施設の適性かつ効率的な運営のため、モニタリングを実施する。	管理運営評価シートに基づき、利用実績、事業収支のほか、市民の平等な利用の確保、サービスの安定性等についても評価 実施時期 8月	継続して実施		体育施設指定管理者	継	スポーツ振興課
82	2	3	H26~	熱中症予防対策の実施	施設使用不可になった場合の振替、還付の制度運用	継続して実施		施設利用者	継	スポーツ振興課
83	3	1		市外住民受入対象事業の設置	生駒山スカイウォーク 廃止 生駒山スカイウォーク 61人	未定		市内外住民	継	スポーツ振興課
84	3	1	H22~	子育て世代や女性対象スポーツ教室を設ける。	リトルバイン総合型地域スポーツクラブ ・親子スポーツ教室 ほか	各クラブの事業計画に基づいて実施		全市民	継	スポーツ振興課
85	3	1	R6~	スポーツパークプラス ※1-1 2-1と重複	参加者:229人	継続して実施予定		全市民	継	スポーツ振興課

スポーツ等に関する事業調査(事業報告用)

No.	分野	事業名	開始年度	事業内容	令和6年度事業実績	令和7年度事業計画	増減理由	対象	新継	担当課
86	3	1 市民総参加型スポーツイベントとして、スポーツ推進委員やスポーツ施設指定管理者、総合型地域スポーツクラブなどと協働・連携して実施。より多くの市民が気軽に参加でき、スポーツをはじめるきっかけや、スポーツに親しんでもらえる1日とするため、リレマランやeスポーツ大会など、新たなプログラムに取り組む。	R2~	市民総参加型スポーツイベントとして、スポーツ推進委員やスポーツ施設指定管理者、総合型地域スポーツクラブなどと協働・連携して実施。より多くの市民が気軽に参加でき、スポーツをはじめるきっかけや、スポーツに親しんでもらえる1日とするため、リレマランやeスポーツ大会など、新たなプログラムに取り組む。	eスポーツ:239人 バルアカデミー体験会:78人 リレマラン:100人 芝生でピラティス:16人 eスポーツ:588人	継続して実施予定		全市民	継	スポーツ振興課
87	3	1 地域別体力づくり補助金事業	H16~	市民の体力づくりの活動に対し必要な経費の一部を補助することにより、広く市民にスポーツを普及し、運動を通じた健康の維持、増進を推進するとともに市民相互の親睦を図る。	北地区:1,114,078円 中地区:835,086円 東地区:400,505円 南地区:769,785円 参加者:61人	継続して実施		生駒市5地区自治会員	継	スポーツ振興課
88	3	1 いこまっりんべ(R6から名称変更)※2-1と重複	H26~	生駒市の自然豊かな環境や、高低差のある地盤を活用し、地盤をもとに制限時間内にチャレンジポイントを回り、得点を集める「ファットログイニング」を自転車でおこなうサイクリングイベント。		継続して実施	事務事業の見直しによる。	限定なし	継	スポーツ振興課
89	3	1 総合型地域スポーツクラブの設置、活動支援及び啓発活動事業※1-1※2-23-3と重複	H22~	総合型地域スポーツクラブの設立を支援し、また、広く市民に周知するため、市内スポーツ関係団体へ啓発を行うとともに、奈良県スポーツ支援センターと連携を図り、総合型地域スポーツクラブ設立についての啓発活動を行う。	・情報の提供 ・市内地域クラブ連携による事業の開催 (いこまっりんべ、トップアスリート連携事業) ・市内地域クラブ連携会議の開催 ・市内地域クラブ連携会議の開催			全市民	継	スポーツ振興課
90	3	1 北部スポーツタウン事業※1-1※2-3と重複	H25~	生駒市北部スポーツタウン構想の実現に向け、生駒北スポーツセンター等を活用し、総合型地域スポーツクラブの推進を図るとともに、誰もが集えるスポーツ施設を目指し、市民のスポーツ活動の活性化を図る。	指定管理者による管理運営 42,706,000円	指定管理者による管理運営		全市民	継	スポーツ振興課
91	3	1 各種スポーツ教室の開催※2-1※2-2と重複		初心者を対象として、各スポーツの基本技術の習得及び体力の向上を図るとともに、生涯スポーツ人口の拡大を図るため、各種スポーツ教室を開催する。	21教室 4,005人	21教室 5,000人見込み		全市民(各教室によって年齢制限あり)	継	スポーツ振興課
92	3	1 トップアスリート連携事業※1-1※2-1と重複	H25~	市内体育施設等を活用したトップアスリートと触れ合えるスポーツイベントの開催。	【田中野乃による新体操体験会】20人 【浅香山部屋ちびっこ相撲体験会】18人	【指定管理者と共催企画】未定 【浅香山部屋ちびっこ相撲体験会】予定		全市民	継	スポーツ振興課
93	3	1 体育施設指定管理者によるアスリート招聘事業	H27~	体育施設指定管理者の自主事業として、アスリートを招聘し、講座等のイベントを開催する。	TAC(東京アスレティッククラブ)田中野乃による新体操体験会 20人	各指定管理者の事業計画に基づいて実施		全市民	継	スポーツ振興課
94	3	2 生駒健康ウォーキングマップ歩こう会(現地指導と名所ガイド)※2-1と重複	H30~	生駒健康ウォーキングマップを活用した歩こう会の現地指導や名所等のガイドを実施する。	歩こう会 開催数:年2回 健康づくり推進員:計7人 観光ボランティアガイドの会:計8人 生駒ボランティアガイドの会:計8人	歩こう会 開催数:年2回(予定) 健康づくり推進員:6人 観光ボランティアガイドの会:4人	変更なし	生駒市健康づくり推進員 連絡協議会 生駒市観光ボランティアガイドの会	継	健康課
95	3	2 生涯学習まちづくり人材バンク登録制度	H25~	舞踊、ダンス、健康体操、レクリエーション等、様々な分野の知識、技能を有する人材を登録し、情報を提供する。	生涯学習まちづくり人材バンク登録 情報数:年2回 登録件数 42件 活用件数 155件 利用者数 2,243人	継続して実施	登録数は現状維持だが、活用件数と利用者数が減少している。人材バンク単体の問合せが少なく登録しているメンバーを感じづらいため。	全市民	継	生涯学習課
96	3	2 スポーツ推進委員活動事業	S49~	スポーツ基本法の制定に基づき整備されたスポーツ推進委員により、市民に対して、スポーツ実技の指導やスポーツ活動の推進のための組織の育成を行うとともに、市民団体などが行うスポーツ活動に関する行事などに協力するなど、市民に対してスポーツの奨励を行う。	会議 2回 研修会等 10回 実技指導(派遣事業含む)11回	会議 2回 研修会等 5回 実技指導(派遣事業含む)		スポーツ推進委員	継	スポーツ振興課
97	3	2 スポーツ指導者養成事業※1-3と重複	H3~	市民の多様化するスポーツ活動に対応するため、スポーツリーダーの登録制度を設け、必要とされるスポーツ指導者の養成事業の経費の一部を補助し、地域におけるスポーツ活動の活性化及び振興を図る。	実績なし	継続して登録者を募集する。		全市民	継	スポーツ振興課
98	3	2 スポーツリーダーバンクの設置※1-1と重複	H24~	スポーツに関する専門的な知識や経験、技能等を有しているリーダーを登録し、その情報を提供することにより、市民のスポーツ活動の普及・振興を図り、豊かな地域社会に寄与するため設置する。	登録者数 41人 実技指導者 41人 講演・講義者9人(講演・講義の名は実技指導と両方登録)	新規登録予定 5人		全市民	継	スポーツ振興課
99	3	2 スポーツボランティア登録制度	H14~	スポーツボランティア登録制度を設け、市生涯スポーツイベントなどの運営や補助を依頼、また、その経験を生かし、企画立案などにも活用する人材を育成する。	37人	40人		全市民	継	スポーツ振興課
100	3	3 スクールボランティア事業	H18~	子どもたちがよりよい学習環境の中で安心して校園生活を送れるよう、地域の方々に積極的に校園活動に関わり、地域と校園の相互協力・連携の充実・強化を図る。	全28校園 ボランティア登録数 1,197人	全28校園 ボランティア登録数 1,200人		全市民 地域住民 園児・児童・生徒	継	教育総務課 幼保こども園課

スポーツ等に関する事業調査(事業報告用)

No.	分野1 分野2	分野3	事業名	開始年度	事業内容	令和6年度事業実績	令和7年度事業計画	増減理由	対象	新継	担当課
101	3	3	部活動支援事業	H28～	地域の人材を外部指導者として中学校に派遣し、部顧問と協力して指導助言を行わせることにより、部活動を充実させる。	指導者派遣 市内全中学校8校	指導者派遣 市内全中学校8校	R2から各校2名までの枠を 撤廃 R5から1部活動1名の枠を 撤廃	中学生	継	教育指導課
102	3	3	PTA協議会の活動支援	H25～	PTA協議会への支援	PTA協議会の運営等に関する補助 金交付 PTA協議会がおこなう研究大会への補助金交付	継続して実施	補助額の削減はなし。例年通りの支援を行う。	全市民	継	生涯学習課
103	3	3	学校部活動の地域移行	R3	令和5年度から段階的に実施される学校部活動の地域移行に伴い、奈良県からモデル事業を受託し、市教委や各中学校と市スポーツ協会や市内総合型地域スポーツクラブが連携し運営を行う。	7クラブ設立 ・ラグビークラブ ・レスリングクラブ ・水泳クラブ ・4Tクラブ ・英語クラブ ・サッカークラブ	13クラブ設立		市内中学校	継	スポーツ振興課
104	3	3	学校・地域連携事業への支援	H22～	学校と地域の連携によるスポーツ事業を支援する。	障がい福祉ネットワークや子育て支援活動への協力支援 各自治会・PTA事業へのスポーツ用品貸し出し等	継続して実施		全市民	継	スポーツ振興課
105	3	3	総合型地域スポーツクラブの 学校施設活用 ※2-3と重複	H25～	各クラブの事業運営に際し、学校施設を活用し、地域に開かれた活動を展開する。	リトルバイロン総合型地域スポーツクラブ ・キッズフットボール教室 ・バドミントン教室 ・サークレット運動教室 など	各クラブの事業計画に基づいて実施		全市民	継	スポーツ振興課
106	3	3	総合型地域スポーツクラブの 設置・活動支援及び啓発活動 事業 ※1-1 2-2 3-1と重複	H22～	総合型地域スポーツクラブの設立を支援し、また、広く市民に周知するため、市内スポーツ関係団体へ啓発を行うとともに、奈良県スポーツ支援センターと連携を図り、総合型地域スポーツクラブ設立についての啓発活動を行う。	・情報の提供 ・市内地域クラブ連携による事業の開催 (いこまつーりんぐ、トップアスリート連携事業) ・市内地域クラブ連携会議の開催	・情報の提供 ・市内地域クラブ連携による事業の開催 (トップアスリート連携事業) ・市内地域クラブ連携会議の開催		全市民	継	スポーツ振興課

生駒市総合公園体育施設リニューアル事業
【基本構想】

令和7年6月
生駒市教育委員会

目次

はじめに.....	1
第1章 策定の背景	2
1 総合公園体育館の現状と課題	2
2 生駒市スポーツ施設整備等に伴う調査の結果	2
第2章 策定に向けた検討内容	3
1 調査結果に対する検討内容と結論	3
2 新たな体育館の規模	3
3 新たな総合公園体育館が有する機能	3
第3章 事業を進めるにあたって	5
1 施設の集約化	5
2 リニューアル事業のコンセプト	5
3 整備スケジュール	6
4 事業費の確保	6
◎参考資料	7
市内スポーツ施設の現状	7
1 整備状況及び背景など	7
2 調査結果.....	9
3 地域別の施設配置	10

スポーツは、スポーツを楽しむ方々が生きがいをもち生涯にわたって心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものであり、また、スポーツを通じて、世代間の交流や地域活性化が行われるなど、地域づくりにおいても重要な役割を果たすものです。

国では、平成 23 年に「スポーツ基本法」が制定され、平成 24 年には「第 1 期スポーツ基本計画」が策定されました。平成 27 年には、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指し、スポーツ庁が発足しました。

本市では平成 23 年に「生駒市スポーツ振興基本計画」を策定、平成 29 年に「生駒市スポーツ推進計画」、令和 6 年度に「第 2 期生駒市スポーツ推進計画」を策定し、時代のニーズを取り入れ、スポーツ振興に取り組んできました。

さて、我が国の人口は、平成 20 年をピークに減少に転じており、本市においても、平成 25 年 11 月の 121,350 人をピークに減少し、今後も減少傾向が続く見通しです。

本市は、人口増加時期であった昭和 40 年代後半から 60 年代にかけて、数多くの公共施設の建設や整備を行い、公共スポーツ施設（以下、スポーツ施設）についても多くがこの時期に建設・整備されました。

スポーツの振興にはスポーツ施設の整備が必須ですが、現在、これらの施設において老朽化が進み、保全や更新等が必要な状況になってきました。

しかし、人口減少が続く中、すべての施設を継続して同様に保全し更新することは、市の財政を圧迫することになります。

そのため、スポーツ施設の現状を把握し、今後のあり方の検討をおこなうため、令和 6 年度に生駒市スポーツ施設整備等に伴う調査（以下、調査）を実施しました。

調査の結果、総合公園体育館（小明町）については、令和 4 年度に策定された個別施設計画（※）の評価から、著しく老朽化が進んでいることが判明し、早急に対策を講じる必要性が出てきました。

総合公園体育館は、後に述べるように、市のスポーツ施設としても、市の公共施設としても大きな役割を果たしている施設です。よって、総合公園体育館を核とし、市内のスポーツ施設等のあり方について、整備すべき施設や設備の機能や規模等、基本的な方向性を示し、併せて、昨今の記録的な猛暑により制限される活動への対策も加味し、生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本構想を策定することとしました。

基本構想において述べる各施設とは、生駒市が設置するものです。

（※）「生駒市公共施設マネジメント推進計画」の評価を踏まえ、各施設の具体的な取組を定めた計画

第1章 策定の背景

1 総合公園体育館の現状と課題

総合公園体育館及び総合公園グラウンド（昭和 58 年開設）は、奈良県で実施された第 39 回国民体育大会（わかくさ国体）の生駒市開催競技であるハンドボール競技会場として整備し、開設から 41 年が経過しました。

同施設は市の中心部にあり、バス路線にも接道し、市内のスポーツ施設のなかでも交通アクセスが便利で、体育館及びグラウンドの他にも、テニスコートや相撲場を兼ね備えた総合的なスポーツ施設です。平日は生涯に渡ってスポーツを楽しむ市民の方々の利用、休日は様々な競技の大会が開催され、年間を通じて、多くの方々に利用いただき、体育館の稼働率は 90%を超え、テニスコートは市内施設の中で最も多い利用者数となっています。

緑豊かな自然に囲まれた公園体育施設であることから、施設利用者だけではなく、市民の方々が散歩をされるなど、地域の施設として活用いただいています。災害時には、指定避難所としての機能も有する市の重要な施設です。

しかし、開設から年数を経るとともに、課題もでてきました。

総合公園体育館は、市レベルの大会開催が可能である市内 2 箇所の内の一つであるにもかかわらず、競技場には簡易なスポットクーラーのみの設置であり、観覧席を含む施設全体に対する空調整備がなく、近年の猛暑により館内温度の上昇が課題となっています。また、バリアフリー対応も十分ではなく、障がいがある方のスポーツ活動推進に向け、環境の整備が急務です。

さらに、一部の競技において正式なコート規格を満たしていないこと、観覧席不足や施設全体の駐車場不足などの課題もあり、県レベルの大会開催が困難な状況です。

2 生駒市スポーツ施設整備等に伴う調査の結果

令和 6 年度に実施した調査では、設計図面による竣工時状況や施設カルテによる施設状況等の確認を元に現地調査を行いました。

総合公園体育館については、構造耐力上懸念のあるクラックが多数あり、建物の左右には斜めのクラックも複数確認され不同沈下の可能性が否めず、早急に対応の検討を要する箇所がある、との判定となりました。

今すぐに、建物崩落の危険性があるわけではないものの、クラックが発生した要因を突き止め、今後、数十年利用するならば、大規模改修や大規模修繕等が必要であるとの内容です。

第2章 策定に向けた検討内容

1 調査結果に対する検討内容と結論

調査結果に基づく対策として、大規模改修や大規模修繕等を行い現行施設を維持するか、新たな体育館を建設するのか、の検討を行いました。大規模改修や大規模修繕等を行う場合、国や県の補助は見込めず、不同沈下の対策を講じる場合は、新たな体育館を建設した場合の市の負担額よりも多額の経費がかかることが判明しました。

新たな体育館を建設する場合、防災機能の付加や公共施設の統合による補助等、国や県からの補助が見込めます。また、先に述べた総合公園体育館の課題への対応も可能です。

併せて、新たな体育館の建設場所について、総合公園体育施設以外の場所とするか、総合公園内体育施設内の別地に建設するか、を検討しました。

総合公園体育施設の立地の利便性や市内他のスポーツ施設との位置関係、市内の土地の形状等から、総合公園体育施設内に建設することが望ましく、総合公園体育施設内に新たな体育館を建設することがもっとも適しているとの結論になりました。

2 新たな体育館の規模

新たな体育館を総合公園体育施設内に建設する場合、施設内の面積や形状、現在の課題の一つである駐車場不足の解消、建設にかかる国や県の補助の活用についての検討が必須です。

何よりも、現行の総合公園体育館は、日ごろから多くの市民の方々に利用いただいている状況があることから、身近で使い勝手が良い施設であることが重要です。また、市のシンボリックなスポーツ施設として、ある程度の規模の大会が開催可能な施設であることが必要です。

3 新たな総合公園体育館が有する機能

① 屋内温水プール

水泳は、子どもから高齢者まで年齢を問わず楽しめる全身運動で、心肺機能を高め持久力を養い、また、水の浮力により、関節等への負担が少ないため、けがや病後のリハビリにも適しているスポーツです。

昨今、小中学校のプール授業は、記録的な猛暑により屋外での活動が滞約され実施が難しくなり、各校のプール施設は、老朽化による改修や更新費用、維持管理なども大きな課題となっています。

滝寺公園プール廃止の際に実施したパブリックコメント（令和6年実施）でも、夏期のみ開設している屋外の市民プールではなく、一年を通して利用できる屋内温水プールの設置を望む多くの声がありました。

② 防災拠点としての機能

近年、各地で大雨による河川の氾濫や土砂災害が発生し、本市においてもいつどこで被害が発生してもおかしくない状況にあります。

令和6年には「能登半島地震」の発生や「南海トラフ巨大地震臨時情報」の発表もあり、今後、大規模地震やその他の災害発生への備えを強化し、市民が安心して安全に暮らせる街を目指し、災害時に対応できる機能を兼ね備えた施設が必要です。

③ 新たな競技エリアの新設

専用施設が必要な競技や、ストリートバスケットやスケートボードなどのアーバンスポーツの需要も高まってきていることもあり、更なるスポーツ推進のための専用施設エリアの併設も検討します。

④ 駐車スペースの確保

現在、総合公園体育施設には、体育館等複数の施設があり、多くの利用者が、自家用車で来場されていますが、施設全体として駐車場が少なく、それぞれの施設で大会等を開催した場合、駐車台数が足りず施設内の園路に駐車するなど、施設内を歩行する利用者の安全確保に課題が生じています。

市内いずれのスポーツ施設においても障がいがある方や高齢の方専用の駐車スペースが不足しており、施設によっては、専用の駐車スペースが施設から離れているなどの状況もあります。

これらの問題を解決するため、大会時に必要となる駐車台数を確保できるスペースや、専用駐車場の確保が必要です。

第3章 事業を進めるにあたって

1 施設の集約化

新たな体育館を建設するにあたり、その機能の充実を図るとともに、市内スポーツ施設の集約化を図り、スポーツ施設のあり方を示す必要があります。

① 市内スポーツ施設

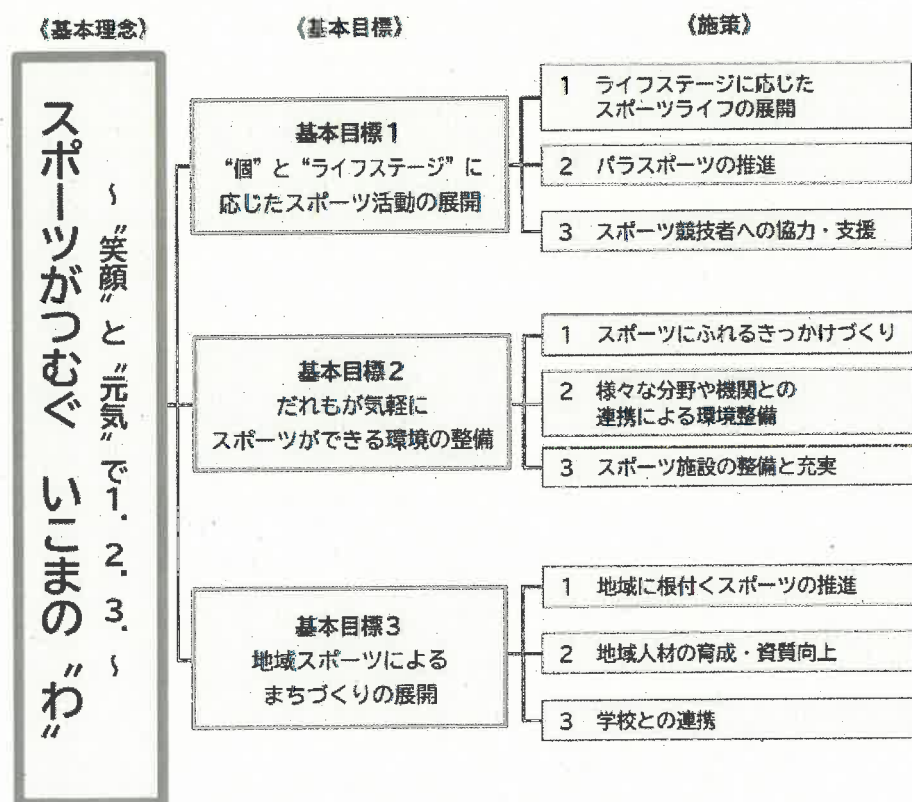
総合公園体育施設と市内スポーツ施設の配置や施設規模の比較、また、各施設の更新や維持管理に係る経費などを鑑み、市内スポーツ施設の集約化を図りつつ、各種スポーツ大会等の開催が可能な施設整備を検討します。

② 周辺小中学校プール施設

新たな体育館に屋内温水プールを併設し、周辺小中学校のプール授業の受入れを行うことから、対象となる学校プール施設の廃止を検討します。

2 リニューアル事業のコンセプト

リニューアル事業については、第2期生駒市スポーツ推進計画の各施策を実現できる施設整備をめざします。



① “個”とライフステージに応じたスポーツ活動の展開

性別、年齢、体力、障がいの有無に関係なく、子どもの頃からスポーツに接する機会を設け、高齢者、障がい者など、市民のだれもが興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツを楽しむことができるように、それぞれのライフスタイル・ライフステージにあった環境や機会を設けます。また、運動やスポーツをしていない人もスポーツを始めたいくなる環境づくりに取り組みます。

・施設の設備をバリアフリー、ユニバーサル、オールジェンダー仕様など、市民の誰もが気軽に集い

利用できる施設環境の整備を行います。

- ・パラスポーツ推進のため、障がい者が利用しやすいスペースの確保に努めます。

② だれもが気軽にスポーツができる環境の整備

市民のだれもが身近なところで気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができるスポーツの環境づくりのために、気軽に参加できるスポーツイベントの実施や市のホームページ、SNSなどを活用したスポーツ情報を発信します。また、関連するスポーツ機関だけではなく福祉や教育などの分野、地域との連携を強めることで幅広く多くの市民の方がスポーツに参加できる体制を整えます。

- ・全国大会や県大会レベルの大規模大会の開催ができるよう観覧席や施設全体の駐車場の整備を行います。
- ・令和13年度に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会奈良大会の開催が予定されており、本市が選定されている競技に対応できる施設の整備を目指します。
- ・大規模災害に備えた市内最大の防災拠点や、救援物資の集積場所としての整備を行います。

③ 地域スポーツによるまちづくりの展開

各スポーツ団体や関係機関、指導者の活動支援などを展開し、地域内外問わず、世代間交流の促進、スポーツを通して仲間の輪が広がることや本市の魅力発信、地域コミュニケーションの醸成を図るとともに、学校や学童、幼保こども園、総合型地域スポーツクラブなどと地域の連携を深め、学校部活動の地域展開を見据えた新たな地域クラブ活動の推進など、地域スポーツによるまちづくりを進めます。

- ・市民利用を優先する中で、プロスポーツチームやアスリートと連携し、イベントや大会などを誘致することで地域の活性化につなげるとともに、地域スポーツ推進の機運醸成を図ります。
- ・人材育成をはじめ、地域スポーツの情報発信拠点として、市内でスポーツを行う方々を支える環境を整えます。
- ・こどもたちが将来にわたりスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保するため、学校部活動の地域展開を見据えた新たな地域クラブの活動ができるような施設整備や施設運営を目指します。

3 整備スケジュール

速やかに整備事業を進め、令和7年度には基本計画策定に着手し、令和13年度に開催予定の第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良大会で本市はハンドボール競技とレスリング競技の会場地と選定されていることから、令和13年の開設を目指します。

4 事業費の確保

事業の実施にあたっては、交付金・補助金、地方債等を活用し進めていきます。

また、広くスポーツへの思いを持っておられる、企業、団体、市民の方々からの寄付等のご協力をいただき、ともにこのリニューアル事業の実現に向けて取り組んでいきます。

◎参考資料

市内スポーツ施設の現状

1 整備状況及び背景など

開設年	体育館 武道館	グラウンド 野球場	テニスコート	プール	その他 施設
昭和43年		生駒健民G (H7 夜間照明設置)			
昭和47年	生駒北スポーツ センターT (民間施設として開設)			滝寺公園P	
昭和49年			滝寺公園TC		
昭和51年	市民T (H6～H7 大規模改修工事)				
昭和54年		イモ山公園G (H26 夜間照明設置)	イモ山公園TC		
昭和56年				イモ山公園P	
昭和57年			井出山TC	井出山P	
昭和58年	総合公園T	総合公園G (H10 夜間照明設置)			
昭和60年			総合公園TC (夜間照明 S63 設置)		
昭和61年	小平尾南T	小平尾南少年G (S63 夜間照明設置)			
昭和63年			浄化センターTC		
平成元年	武道館	北大和G 北大和Y (夜間照明設置) 井出山G (H3 夜間照明設置)			
平成2年	北大和T				
平成3年	井出山T				
平成4年			山麓公園TC (夜間照明設置)		
平成9年					総合公園相撲場
平成11年	むかいやま公園T	むかいやま公園G	むかいやま公園TC (夜間照明設置)		
平成20年			井出山TC廃止	井出山P廃止	
平成22年			健民TC (ソフトテニス専用)	井出山屋内 温水P (スタジオ・ ジム併設)	
平成26年	生駒北スポーツ センターT (市施設として開設) ※昭和47年建設	生駒北スポーツ センターG (夜間照明設置) 生駒北スポーツ センターY	生駒北スポーツ センターTC		生駒北スポーツ センターRT
令和6年				滝寺公園P 廃止	
合計	9施設	10施設	9施設	2施設	2施設

T = 体育館 G = グラウンド Y = 野球場 TC = テニスコート P = プール RT = ランニングトラック

①市民のスポーツ活動の場を提供

- ・昭和43年 旧生駒町初のスポーツ施設である生駒健民運動場（現生駒健民グラウンド）を開設
- ・昭和47年 市内初の市民プールである滝寺公園プールを開設
- ・昭和49年 市内初のテニスコートである滝寺公園テニスコートを開設
- ・昭和51年 市内初のスポーツ施設である市民体育館を開設
- ・昭和54年 イモ山公園体育施設、昭和57年に井出山体育施設の一部を整備

②市民のスポーツ活動の更なる充実

- ・昭和58年 第39回国民体育大会（わかさ国体）の生駒市開催競技のハンドボール競技会場として総合公園体育館とグラウンドを開設
- ・平成元年 グラウンドと野球場の2施設の競技面積を合わせると県下最大級の北大和体育施設を開設
- ・平成4年 宿泊施設とスポーツを融合の山麓公園テニスコートを開設
- ・平成11年 人工芝を敷設した特色ある体育館を設置したむかいやま公園体育施設を開設
- ・平成22年 市内初のダンススタジオとトレーニングジムを併設した井出山屋内温水プールを開設
- ・平成26年 北部スポーツタウン構想による民間施設を買収生駒北スポーツセンターロングパイル人工芝を敷設したグラウンドや、天然芝の野球場、砂入り人工芝テニスコート、体育館等、総合的なスポーツ施設として生駒北スポーツセンターを開設

2 調査結果

令和6年度に実施した生駒市スポーツ施設整備等に伴う調査結果に基づき、施設ごとの状況をA～Dランクで総合的に判定しました。

ランク	状態
A	概ね良好
B	部分的に劣化
C	広範囲に劣化
D	早急に対応の検討を要する箇所がある

(1) 生駒北スポーツセンター

体育館	グラウンド	野球場	テニスコート
C	C	B	B

(2) イモ山公園体育施設

プール	グラウンド	テニスコート
C	C	B

(3) 北大和体育施設

体育館	グラウンド	野球場
B	B	B

(4) 総合公園体育施設

体育館	相撲場	グラウンド	テニスコート
D	B	B	B

(5) 山麓公園テニスコート

テニスコート
B

(6) 滝寺公園体育施設

体育館	武道場	プール	グラウンド	テニスコート
C	C	廃止	C	B

(7) むかいやま公園体育施設

体育館	グラウンド	テニスコート
B	B	B

(8) 小平尾南体育施設

体育館	グラウンド
B	B

(9) 井出山体育施設

体育館	屋内温水プール	グラウンド	テニスコート
C	D	B	B

早急な補修等の対応を行う必要があるとされた施設の箇所と対応策等は、

- ・総合公園体育館（構造耐力上懸念のあるクラック）

→ 令和7年度より基本構想・基本計画の策定の際に対応について検討を行います。

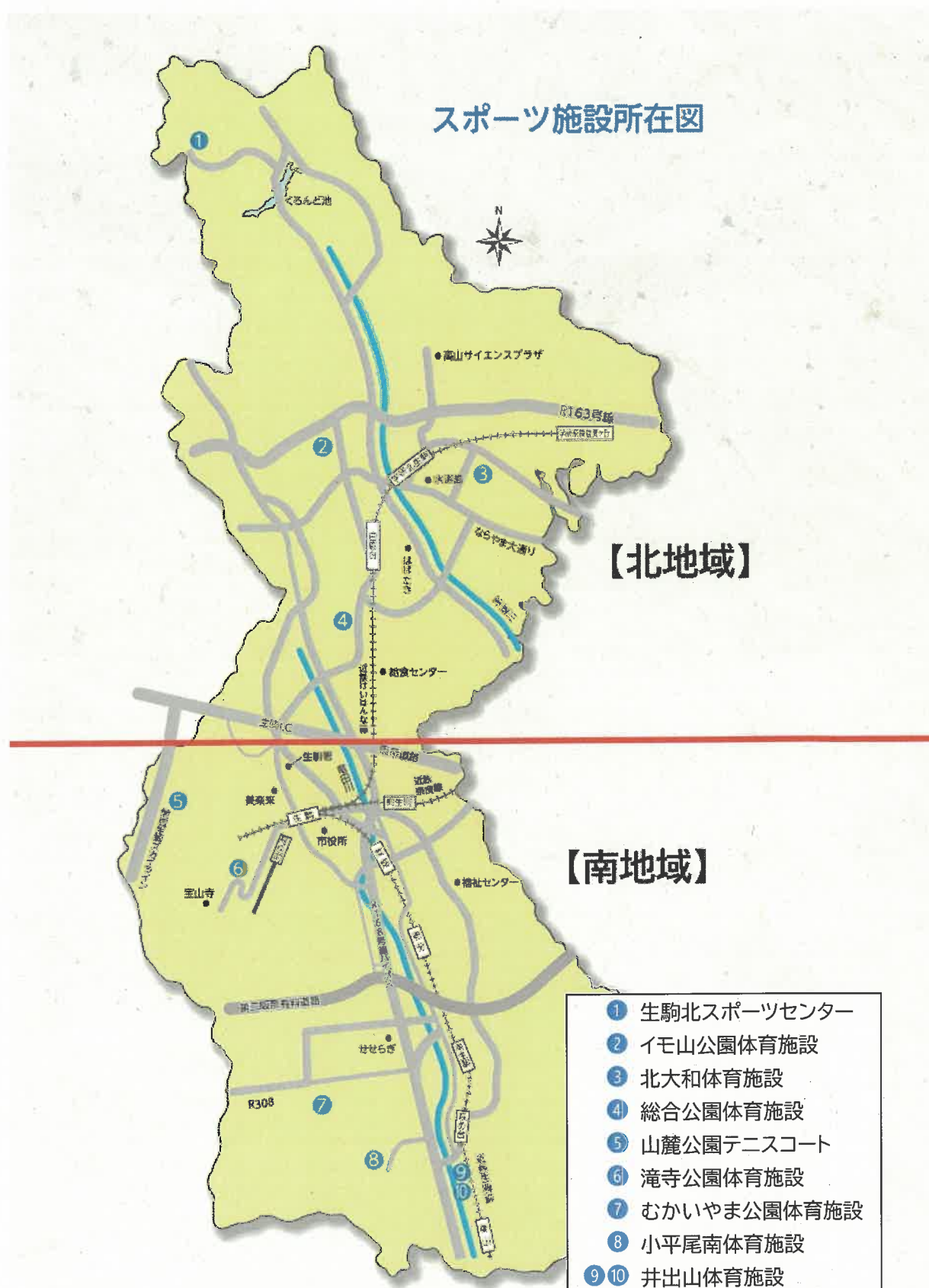
- ・井出山屋内温水プール（温水プール内構造鉄骨柱をはじめとする酸化（錆）による劣化）

→ 今後、詳細な調査を実施し、調査結果に基づき、施設管理者と協議の上、適正な対策を講じます。

今後は、令和7年度に改定される個別施設計画との整合性を図りながら、施設の適正配置や維持管理に努めます。

3 地域別の施設配置

本市は南北に長い地形であることから、中心部を横断している阪奈道路を境にスポーツ施設の配置状況や施設数、施設規模などの比較検討を行いました。



【地域ごとの施設数と規模】

地域	北地域	南地域
体育館・武道館 ()内は、 競技面積	生駒北 SC 体育館 (約 1,500 m ²) 北大和体育館 (約 460 m ²) 総合公園体育館 (約 1,500 m ²)	市民体育館 (約 1,600 m ²) 武道館 (約 540 m ²) むかいやま公園体育館 (約 670 m ²) 小平尾南体育館 (約 460 m ²) 井出山体育館 (約 460 m ²)
施設数等	3施設 (約 3,460 m ²)	5施設 (約 3,730 m ²)
グラウンド・ 野球場 ()内は、 競技面積	生駒北 SC グラウンド (約 16,000 m ²) 生駒北 SC 野球場 (約 12,000 m ²) 北大和グラウンド (約 12,500 m ²) 北大和野球場 (約 13,600 m ²) イモ山公園グラウンド (約 9,000 m ²) 総合公園グラウンド (約 16,000 m ²)	健民グラウンド (約 10,000 m ²) むかいやま公園グラウンド (約 8,900 m ²) 小平尾南少年グラウンド (約 4,600 m ²) 井出山グラウンド (約 13,000 m ²)
施設数等	6施設 (約 79,100 m ²)	4施設 (約 36,500 m ²)
テニスコート ()内は、 コート数	生駒北 SC テニスコート (2面) イモ山公園テニスコート (2面) 総合公園テニスコート (3面)	滝寺公園テニスコート (1面) 健民テニスコート (1面) 山麓公園テニスコート (5面) むかいやま公園テニスコート (2面) 浄化センターテニスコート (5面)
施設数等	3施設 (7面)	5施設 (13面)
プール ()内は、 開設期間	イモ山公園プール (夏期のみ)	井出山屋内温水プール (通年)
開設日数	約 40 日	約 340 日
その他施設	生駒北 SC ランニングトラック (約 500m) 総合公園相撲場 (1面)	

上記の表などから、体育館及び武道館では、南地域が北地域より施設数が多く、また、北地域の内2施設は建設から40年以上が経過していることから、老朽化が進んでいる施設が多いことが分かります。

グラウンド及び野球場では、施設数、競技面積ともに北地域が多く、特に競技面積は、南地域の2倍以上となっています。

テニスコートでは、南地域が北地域より施設数、コート数ともに多く、夜間照明設備設置施設も南地域が多いことが分かります。

プールでは、北地域、南地域にそれぞれ1か所ずつの配置となっていますが、1年を通して利用することができる屋内温水プールは南地域のみに設置されており、北地域は夏期のみ開設の市民プールとなっています。

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例(案)」 についてご意見を募集します。

意見募集期間：令和7年9月1日(月) ～ 令和7年9月30日(火)

今回、新たに条例を制定しますことから、生駒市パブリックコメント手続き条例に基づき、市民の皆さまからのご意見を募集します。経緯及び資料をご確認のうえ、ご意見くださいますようお願いいたします。

=学校体育施設開放事業見直しの経緯=

学校体育施設の開放事業につきましては、学校のご理解とご協力により、地域の住民の方が気軽にスポーツ活動を行うことができるよう、学校休業日にその学校に係る地域の団体に施設を開放していただけてきました。

しかし、使用可能な団体や区分、時間帯等が学校ごとの判断により運用されたことにより、学校ごとに異なるルールが定着し混乱が生じています。また、台帳による使用団体の管理や調整、使用するための申し込み手続きや鍵の受け渡し等の業務や鍵の紛失等のトラブル対応が発生し、学校職員の負担が大きく、学校における働き方改革の一環により、運用のあり方の改善が求められています。さらに、施設の維持管理費や光熱水費等の経費高騰に伴い、金銭的な負担が増加しています。また、現在整備を進めている、体育館の空調設備の導入により、使用ルールを定める必要も生じました。

これらのことから、現状のままで学校の体育施設開放事業の継続は難しく、見直しを行わなければならない状況となりました。

見直しにあたり、(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例を制定し、使用団体の資格や時間区分等ルールの統一化や明確化を行い、学校開放事業を市民の方々に分かりやすいものとし、施設の維持管理費、光熱水費等、事業にかかる経費の一部を受益者の方々にご負担いただくことで、今後も継続して、学校体育施設の開放事業を運用していきたいと考えています。

併せて、申請方法や鍵のデジタル化により、施設使用の予約から開錠施錠までを学校職員に頼らない仕組みを整えていきます。

今まで、学校の体育施設を使用しておられる団体の皆さまには、新たな負担が生じることとなりますが、見直しの経緯をご理解くださいますようお願いいたします。

学校の体育施設を使用しておられない皆さまにも、これらの経緯をふまえご意見いただきますようお願いいたします。

案件名	(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例(案)	
案の公表場所	市役所(3階 スポーツ振興課・市政情報コーナー)、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTAはばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター(生駒セイセイビル内)、南コミュニティセンターせせらぎ、市ホームページ(https://www.city.ikoma.lg.jp/0000038785.html)	市HPは → こちらから 
募集期間	令和7年9月1日(月) ～ 令和7年9月30日(火)	
意見を提出できる方	① 市内に住所を有する者 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④ 市内に存する学校に在学する者 ⑤ 当該案件に利害関係を有する者	
意見の提出方法	① 市ホームページの「ご意見入力フォーム」または、別紙の「意見・情報提出書」に明記の上、 ② 郵送、③ ファクス、④ 窓口へ持参 のいずれかで、スポーツ振興課までご提出ください。電話によるご意見には対応することはできません。	
提出先	【市ホームページ】上記 URL または QR コードから 【郵送】 〒630-0288 生駒市東新町 8-38 生駒市役所 スポーツ振興課 宛 【ファクス】 0743-74-9100 (スポーツ振興課宛) 【持参】 生駒市役所 スポーツ振興課(3階 45番窓口) 平日 8:30~17:15	
いただいたご意見への対応	・提出された意見は整理したうえで、上記公表場所と市ホームページで公表します。 ただし、個々の意見に直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。 ・提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。	

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例(案)」

パブリックコメント資料

今回、新たに条例を制定しますことから、生駒市パブリックコメント手続き条例に基づき、市民の皆さまからのご意見を伺うものです。

1. この条例を制定する経緯

学校体育施設の開放事業につきましては、学校のご理解とご協力により、地域の住民の方が気軽にスポーツ活動を行うことができるよう、学校休業日にその学校に係る地域の団体に施設を開放していただけてきました。

しかし、使用可能な団体や区分、時間帯等が学校ごとの判断により運用されたことにより、学校ごとに異なるルールが定着し混乱が生じています。また、台帳による使用団体の管理や調整、使用するための申し込み手続きや鍵の受け渡し等の業務や鍵の紛失等のトラブル対応が発生し、学校職員の負担が大きく、学校における働き方改革の一環により、運用のあり方の改善が求められています。さらに、施設の維持管理費や光熱水費等の経費高騰に伴い、金銭的な負担が増加しています。また、現在整備を進めている、体育館の空調設備の導入により、使用ルールを定める必要も生じました。

これらのことから、現状のままでの学校体育施設開放事業の継続は難しく、見直しを行わなければならない状況となりました。

見直しにあたり、(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例を制定し、使用団体の資格や時間区分等ルールの統一化や明確化を行い、学校開放事業を市民の方々に分かりやすいものとし、施設の維持管理費、光熱水費等、事業にかかる経費の一部を受益者の方々にご負担いただくことで、今後も継続して、学校体育施設の開放事業を運用していきたいと考えています。

併せて、申請方法や鍵のデジタル化により、施設使用の予約から開錠施錠までを学校職員に頼らない仕組みを整えていきます。

今まで、学校の体育施設を使用しておられる団体の皆さまには、新たな負担が生じることとなりますが、見直しの経緯をご理解くださいますようお願いいたします。

学校の体育施設を使用しておられない皆さまにも、これらの経緯をふまえご意見いただきますようお願いいたします。

2. 現状の課題

- ・使用可能団体や区分、時間帯、平日使用等のルールが学校ごとに異なっており公平性が保たれていない。
 - ・施設使用については台帳で管理されていることや鍵の受け渡し等、使用者にとって申込手続き等の負担がある。
 - ・使用団体の使用調整や施設使用時の鍵の受け渡し等、学校職員に大きな負担が生じている。
 - ・施設の維持管理費や光熱水費等の経費が、近年の物価高騰により、学校経費の大きな負担となっている。
- さらに、体育館の使用について空調設備の整備により電気代等が著しく増加する。

3. 課題に対する現在の取り組み

- [R5] ・体育館入口扉の電子錠の設置(モデル校での実施)
- [R6] ・申請方法のデジタル化に伴う施設予約システム導入の決定
- [R7] ・申請方法のデジタル化に伴う施設予約システムの構築・体育館入口扉の電子錠の導入

4. 条例(案)の内容

(1)目的

この条例は、生駒市における社会体育の普及のため、学校の体育館及び運動場(以下、「学校体育施設」という。)を学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒及び一般市民の使用に供することに関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(2)名称及び位置

学校体育施設の名称及び位置は、以下の通りとします。

・体育館及び運動場

名称	位置
生駒市立生駒小学校	生駒市山崎町 4 番 44 号
生駒市立生駒南小学校	生駒市萩原町 335 番地
生駒市立生駒台小学校	生駒市新生駒台 1 番 33 号
生駒市立生駒東小学校	生駒市東生駒 4 丁目 398 番地 110
生駒市立真弓小学校	生駒市真弓 1 丁目 11 番 15 号
生駒市立俵口小学校	生駒市俵口町 614 番地 1
生駒市立鹿ノ台小学校	生駒市鹿ノ台西 1 丁目 5 番地 2
生駒市立桜ヶ丘小学校	生駒市桜ヶ丘 7 番 15 号
生駒市立あすか野小学校	生駒市あすか野南 2 丁目 5 番 1 号
生駒市立壱分小学校	生駒市壱分町 356 番地 1
生駒市立生駒南第二小学校	生駒市小平尾町 927 番地
生駒市立生駒中学校	生駒市西松ヶ丘 9 番 19 号
生駒市立生駒南中学校	生駒市萩原町 90 番地
生駒市立生駒北小学校及び 生駒市立生駒北中学校	生駒市高山町 6794 番地
生駒市立緑ヶ丘中学校	生駒市緑ヶ丘 2232 番地
生駒市立鹿ノ台中学校	生駒市鹿ノ台南 2 丁目 16 番地
生駒市立上中学校	生駒市上町 3000 番地
生駒市立光明中学校	生駒市小明町 55 番地
生駒市立大瀬中学校	生駒市小瀬町 911 番地 1

(3)使用資格について

施設を使用することができるものは、原則として次のいずれにも該当する団体で教育委員会に登録されているものとします。

- ① 生駒市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成されていること。
- ② 当該団体に責任監督者としての成人が含まれていること。
- ③ 構成員が 10 人以上であること。

(4)使用の登録について

学校体育施設を使用しようとする団体は、毎年度あらかじめ教育委員会の登録を受けなければなりません。

(5)管理について

学校体育施設の開放に関する事務は、教育委員会が行うものとします。

学校体育施設の開放については、教育委員会が管理し、その責任を負うものとします。

(6)使用の許可について

学校体育施設を使用しようとする団体は、教育委員会の許可を受けなければなりません。

教育委員会は、許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができます。

(7)使用の制限について

教育委員会は、使用目的又は使用内容が次のいずれかに該当すると認めるときは、学校体育施設の使用を許可しません。

- ① 学校の授業や学校生活等に影響を及ぼすおそれがあるとき。
- ② 学校施設を汚損するおそれがあるとき。
- ③ 管理上支障があるとき。
- ④ 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための使用、その他政治的活動のための使用
- ⑤ 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教的活動のための使用
- ⑥ 営利を目的とするとき。
- ⑦ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- ⑨ その他教育委員会が不相当と認めるとき。

(8)使用許可の取消し等について

教育委員会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができます。

- ① その使用が(7)の規定のいずれかに該当するに至ったとき。
- ② その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。
- ③ 学校施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- ④ その他この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(9)本市の免責について

(8)の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、学校体育施設の使用の許可を受けた団体(以下「使用者」という。)に損害が生じることがあっても、本市及び教育委員会は、これに対して補償の責任を負いません。

(10)使用料について

使用者は、使用料を納付しなければなりません。

なお、使用料は別紙の通りとします。

また、別紙に定めのない時間の使用料については、教育委員会が認めた場合は、体育館1時間当たり 340 円、運動場1時間当たり 250 円とします。

※なお、使用料については、生駒市パブリックコメント手続条例第3条第2号イの規定により、パブリックコメントの対象外となりますが、参考としてお示しをしております。ご了承のほどお願いいたします。

(11)使用料等の減免について

市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができます。

(12)使用料等の還付について

既納の使用料は、還付しません。

しかし、市長は、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料の全部又は一部を還付することができます。

(13)権利の譲渡等の禁止について

使用者は、学校体育施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはなりません。

(14)設備について

使用者は、学校体育施設の使用に関し、特別な設備を使用等するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(15)原状回復義務について

使用者は、学校体育施設の使用を終了したとき、又は(8)の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければなりません。

(16)入館及び入場の制限について

教育委員会は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、学校体育施設への入館若しくは入場を拒否し、又は学校体育施設からの退館若しくは退場を命ずることができます。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- ② 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携行する者
- ③ 動物(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 7 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及びこれに準ずる犬を除く。)を携行する者
- ④ 学校施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- ⑤ 学校施設の管理上支障がある者
- ⑥ その他教育委員会が不適当と認める者

(17)損害の賠償について

使用者は、使用に際し、その責めに帰すべき理由により、学校施設を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。

(18)委任について

この条例に定めるもののほか、学校体育施設の管理に関し必要な事項のうち、使用料に関する事項については規則で、それ以外の事項については教育委員会規則で定めます。

5. 施行期日

令和8年4月1日

学校体育施設使用料一覧

別紙

1.小学校体育館（平日）

区分	夜間※1 16:00～21:00
体育館全面	1,000円

※1 上記時間のうち3時間の使用となります。

※ 以下の者（以下、「児童生徒」という。）が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額となります。

・指導者の元で運営運営されている市内在住・在学の中学生以下の者で構成された団体

2.中学校体育館（平日）

	夜間 18:00～21:00
体育館全面	1,000円

※ 児童生徒が使用する場合の使用料は、上表の金額の2分の1に相当する額となります。

3.小中学校体育館（休日）

区分	午前 9:00～12:00	午後 12:00～15:00	夕方 15:00～18:00	夜間 18:00～21:00
体育館全面	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円

※ 児童生徒が使用する場合の使用料は、上表の金額の2分の1に相当する額となります。

4.小学校運動場（平日）

区分	夜間(薄暮利用)※1 17:00～19:30
運動場全面	700円

※1 夜間(薄暮利用)の使用は、原則として5月1日～8月31日の期間のみです。

※ 児童生徒が使用する場合の使用料は、上表の金額の2分の1に相当する額となります。

5.中学校運動場（平日）

	夜間(薄暮利用)※1 18:00～19:30
運動場全面	400円

※1 夜間(薄暮利用)の使用は、原則として5月1日～8月31日の期間のみです。

※ 児童生徒が使用する場合の使用料は、上表の金額の2分の1に相当する額となります。

6.小中学校運動場（休日）

	午前 9:00～13:00	午後 13:00～17:00	夜間(薄暮利用)※1 17:00～19:30
運動場全面	1,000円	1,000円	700円

※ 夜間(薄暮利用)の使用は、原則として5月1日～8月31日の期間のみです。

※ 児童生徒が使用する場合の使用料は、上表の金額の2分の1に相当する額となります。

7.附属設備

市長の定める額

※現在ところ空調設備のみを想定しており、今後規則で定める予定です。

※なお、使用料については、生駒市パブリックコメント手続条例第3条第2号イの規定により、パブリックコメントの対象外となりますが、参考としてお示しをしております。ご了承のほどお願いいたします。

学校体育施設開放事業見直し方針

【事業の目的】

生駒市における社会体育の普及のため、学校の体育施設(体育館及び運動場)を学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒及び一般市民の使用に供します。

【現状の課題】

- ・使用可能団体や区分、時間帯、平日使用等のルールが学校ごとに異なり公平性が保たれていない。
- ・施設使用については台帳で管理されていることや鍵の受け渡し等、使用者にとって申込手続き等の負担がある。
- ・使用団体の使用調整や施設使用時の鍵の受け渡し等、学校職員に大きな負担が生じている。
- ・施設の維持管理費や光熱水費等の経費が、近年の物価高騰により、学校経費の大きな負担となっている。さらに、体育館の使用について空調設備の整備により電気代等が著しく増加する。

【課題に対する現在の取り組み】

- [R5] ・体育館入口扉の電子錠の設置(モデル校での実施)
- [R6] ・申請方法のデジタル化に伴う施設予約システム導入の決定
- [R7] ・申請方法のデジタル化に伴う施設予約システムの構築・体育館入口扉の電子錠の導入

【現行事業からの変更点】

- ・使用料の設定
- ・使用可能団体の要件の統一や明確化
- ・使用に関する運用ルール、使用区分、使用時間等の設定

【事業開始時期】

- ・令和8年4月1日から

【使用対象校・対象施設】

- ・市内小学校:11校
- ・市内中学校:7校
- ・市内小中学校:1校
- …体育館及び運動場

※学校の立地(住宅地に隣接している等)や駐車台数などで使用できない施設や時間帯があります。

ご了承をお願いします。

【使用可能団体】

生駒市内に在住、在勤、在学するもので概ね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる非営利団体に限り使用ができます。(※市外団体や営利目的団体は使用不可)

●使用者団体の種別

[新たな地域クラブ] 学校部活動の地域連携や地域移行に関する、市教育委員会に認定された団体

[青少年団体] 指導者の元で運営されている市内在住・在学の中学生以下の者で構成された団体

(使用する学校の校区及び近隣の校区に団体の構成員の半数以上在住、在勤、在学していることを原則とする)

[地域団体] ・当該学校区に所在する地域団体 ※PTA、育友会、自治会など

・使用する学校を拠点とし活動している団体で、原則として、使用する学校の校区及び近隣の校区に団体の構成員の半数以上在住、在勤、在学している団体

[一般団体] 上記に属さない当該校区で活動している団体

【使用対象日】

平日・土日祝日

※ただし、学校行事日を除きます。

また、施設の使用申請をされていても、学校行事などが入った場合は、申請の取り消しをさせていただきます。

【対象となる活動】

- ・使用可能団体が実施する活動
- ・学校部活動の地域連携や地域移行に関する活動

【使用対象時間区分】(準備及び片づけを含む)

〔体育館〕

	午前	午後	夕方	夜間
平日(小学校)	—	—	—	16時～21時 ※上記時間内で 3時間の使用
平日(中学校)	—	—	—	18時～21時
休日(小中学校)	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時

〔運動場〕

	午前	午後	夜間(薄暮使用)
平日(小学校)	—	—	17時～19時30分
平日(中学校)	—	—	18時～19時30分
休日(小中学校)	9時～13時	13時～17時	17時～19時30分

※各学校施設とも全面使用のみの設定します。

※運動場の夜間区分の使用は、原則として5月1日～8月31日の期間(薄暮使用)のみです。

運動場を5月1日～8月31日の期間以外に夜間区分の使用を希望する場合や、体育館または運動場を使用対象時間区分に記載されている時間以外の使用を希望する場合は、市教育委員会と別途協議を行ってください。

【施設使用料】

施設	使用料	冷暖房使用料
体育館 (全面)	※下記の使用料は、全面使用の金額 [新たな地域クラブ・青少年団体]500円/3時間 [地域団体・一般団体]1,000円/3時間 ※使用対象時間区分に記載のない時間については、 [新たな地域クラブ・青少年団体]170円/1時間 [地域団体・一般団体]340円/1時間	約2,200円/時(予定) (プリペイドカード方式を予定) ※光熱費等の使用料やメンテナンス費用などを考慮し、令和7年度末に設定
運動場 (全面)	※下記の使用料は、全面使用の金額 [新たな地域クラブ・青少年団体]500円/4時間 [地域団体・一般団体]1,000円/4時間 [新たな地域クラブ・青少年団体]350円/小学校薄暮使用 [地域団体・一般団体]700円/小学校薄暮使用 [新たな地域クラブ・青少年団体]200円/中学校薄暮使用 [地域団体・一般団体]400円/中学校薄暮使用 ※使用対象時間区分に記載のない時間については、 [新たな地域クラブ・青少年団体]125円/1時間 [地域団体・一般団体]250円/1時間	—

※トイレ掃除や体育館フロアのワックスがけ、その他使用施設や学校等への清掃協力などを行っていただきます

【施設使用申請方法】

施設予約システム及び窓口での申請

※学校施設の使用を希望する団体の登録を行います。

※学校体育施設使用可能団体の内、新たな地域クラブ、青少年団体、地域団体は、翌年度分の年間使用希望日を毎年12月に教育委員会に提出し、その後調整会議を行います。(同団体の使用は原則として1週間に2回までとします)

※「一般団体の使用」、「新たな地域クラブ、青少年団体、地域団体の年間調整分以外の使用」を希望される場合は、使用日の2ヶ月前の同日からシステムなどで予約受付を開始します。

【事業実施に伴うスケジュール】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運用ルール	・新たな運用ルールの検討	・新たな運用ルールの設定 ・現在の使用団体への運用ルール見直しの説明会(7月頃) ・使用料等を含む新たな運用ルール等の周知(1月～)	新たな運用ルール開始 (4月～)
予約システム		・予約システムの構築	予約システム使用開始 (4月～)
鍵の受渡し等 (体育館 入口扉)		・電子錠の設置 ・防犯カメラの設置	・電子錠の活用 (4月～)

生駒市新たな地域クラブ活動 の在り方に関する方針

令和7年4月

生駒市教育委員会

はじめに

学校部活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかしながら、教員の長時間勤務の課題に加えて、地域によっては少子化や生徒のニーズの多様化等による影響で存続が厳しい種目が発生してきており、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっています。

こうした状況の中、スポーツ庁及び文化庁では、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、新たな地域クラブを整備するための必要な対応等を示しました。

ついては、学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり児童や生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整えるため、地域の実施団体（*注釈1）による新たな地域スポーツクラブ及び文化クラブ（以下、「新たな地域クラブ」という。）を整備するための取組の方向性や留意点等を示した「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定します。

生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針については、今後の状況に応じて随時変更していきます。

*注釈1 生駒市教育委員会に認定された新たな地域クラブを運営する団体

本方針の策定趣旨等

1 学校部活動をめぐる国と本市の動き

国において、2018（平成30）年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、2019（平成31・令和元）年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。

2020（令和2）年に、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、2023（令和5）年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとされた。また、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校部活動の地域連携並びに地域の実施団体による新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が示された。

本市においては、2019（平成31）年4月に「生駒市立学校に係る部活動の方針」を策定するなど、生徒がバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、学校部活動の在り方の抜本的な改革を進めてきた。部活動の種目にあっては、2023（令和5）年度には、運動部12種目、文化部13種目（総数86部）が活動している。地域人材がある種目については、部活動指導員を配置しており指導員数を増やす方向として行っているが、部活動指導員の継続的な配置が難しい面もあり、持続可能な部活動環境とするには、より一層の工夫が求められる。

(2023 (令和 5) 年度の部活動設置状況)

		●男子部 ○女子部		土日も活動している種目																	活動が平日のみの種目																
地域	学校名	ソフト テニス	バスケ ット	卓球	バレー	ハンド	ソフト	軟式 野球	サッ カー	バドミ ント	陸上	水泳	硬式 テニス	フン ダー ボール	吹奏 楽	美術	茶道	放送	家庭科	手芸	英語	将棋	科学	自然科学	読書	美術	茶道	造形	茶華	書道・ 図画・ 習字	文芸	機械 工作	エン ジョイ				
北	北	●	○					●		○						●○																	●○	●○			
	鹿ノ台		●			○		●	●					○		●○										●○	●○			●○							
	上	●○	●○	●○			●○	○	●	●		●○	●○			●○				●○								●○	●○								
中	光明	●○	●○			○		●	●							●○					●○												●○				
	生駒	●○	●○	●○		○	●○	○	●		●○					●○			●○	●○	●○		●○		●○		●○	●○									
南	緑ヶ丘		●○			○	●○	○	●	●	○				●○	●○							●○	●○				●○	●○								
	大瀬	○	●○			○	●○	○	●	●	○					●○	●○								●○						●○						
	南	●	●			○		○	●							●○		●○																			

2 今後のめざす姿

学校部活動の地域連携や地域移行は、「地域のこどもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、学校部活動が担ってきた教育的意義や役割を、地域においても継続して行うために、指導者や活動場所の確保など持続可能な環境を整備する必要がある。

地域クラブ活動の実施にあたっては、多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、教育委員会内の学校教育担当課、地域スポーツ担当課、学校現場との三者で必要な連携を図る。

また、これまで学校部活動になかった種目を設置し、児童や生徒の選択肢を広げ、体験格差の解消やスポーツ・文化芸術活動の充実をめざす。

●令和8年度までのスケジュール (案)

	2021年 (令和3年)	2022年度 (令和4年)	2023年度 (令和5年)	2024年度 (令和6年)	2025年度 (令和7年)	2026年度 (令和8年)
奈良県			令和8年度より 休日の教員の指導を 廃止する方針を発表			土日の教員による 部活動の指導廃止
生駒市 【教育委員会事務局】				生駒市新たな地域クラブ活動の在り方 に関する方針の策定	新たな地域クラブ活動の連携	
学校教育担当課 (教育指導課)				春：中体連の専門部会へアンケートを実施 10月：教職員へ地域移行に関する動画の 配信 秋：現在の部員数を見て、R8に残す部活 数を検討開始 12月：生徒及び保護者へ地域移行に関す る動画の配信	次年度春からのクラブ数決定	休日の地域移行を進める 平日の地域移行を進める
地域スポーツ担当課 (スポーツ振興課)		「地域部活動推進 事業」における部 活動の段階的な地 域移行に関するモ デル事業	「地域部活動推進 事業」における部 活動の段階的な地 域移行に関するモ デル事業	新たな地域クラブ活動 推進協議会の設置 ・地域スポーツ活動体 制整備事業 ・文化部活動の地域移 行等に向けた実証事業	実施団体の育成 土日の指導員の確保 (資格・専門性に限らず、子どものス ポーツ文化の継承に協力してもら える万)	休日の地域移行種目を増やしな がら、実施団体への助言や補助 人材バンクの整備
				新たな地域クラブ活動推進協議会の開催		

3 期待される効果

(1) 生徒への効果

- 少子化や生徒のニーズの多様化のため、存続が厳しくなった活動の継続。(持続可能性)
- 校内の生徒のみならず、広域の生徒や多世代間での交流を通して、人格形成に寄与。(つながり)
- 学校の教育活動にない幅広い種目や分野の経験を通じた生徒の多様な体験機会を確保。(多様な経験)
- 複数の種目や分野を体験できる活動やレクリエーション的な活動など多様な活動ができる環境の整備と、生徒の「体験の格差」の解消。(公平性)

(2) 地域社会への効果

- 多世代の交流・活動を通じた新たなコミュニティの創造。(地域活性化)
- 活力あるスポーツ・文化芸術環境の構築による絆の強い地域づくり。(地域づくり)
- 地域で育った生徒が、将来的に地域の指導者として活躍する等の好循環。(地域貢献)

4 本市における休日の学校部活動の地域連携や地域移行に向けた方向性

- 2024（令和6）年度から市内の中学校の休日の部活動を地域と連携し、また、地域への移行をするとともに、2025（令和7）年度までを改革推進期間とし、県が示した2026（令和8）年度に教員が休日に教員の立場による指導を廃止する方針に向け、新たな地域クラブの整備充実を図る。
 - ・ まずは、部活動指導員を適切に配置し、休日の部活動指導員の単独指導を推進することで、学校部活動の地域移行に取り組む。
 - ・ また、引き続き指導を希望する教員は、兼業・兼職の制度を活用し、地域指導員として活躍できるよう環境を整備する。
 - ・ 同時に、地域移行を推進する体制として、新たな地域クラブ活動を行う実施団体の整備に取り組み、できる部活動種目から段階的に休日の活動を新たな地域クラブ活動へと移行する。

<休日の地域連携・地域移行のイメージ>



※現在、学校にあるすべての部活動について、休日の地域クラブが開設されるわけではありませんが、順次開設する地域クラブを増やしていきます。

（注）上記はあくまでイメージ図であり、実際の活動においては原則平日1日・休日1日は休養日とする。

- ・ 休日と平日での指導者が異なることを想定し、学校と地域との間で情報共有を行い、連携を図る。なお、個人情報の取り扱い等には十分に留意する。
 - ・ 生徒・保護者・学校関係者へ、移行や連携における背景や取組について丁寧に説明を行い、理解と協力を求める。
- 地域連携・地域移行のスケジュール

2023（令和5）年度と2024（令和6）年度は、水泳・サッカー一部の移行を始め、2025（令和7）年度に可能な部活動から休日における活動を移行し、2026（令和8）年度には市内各中学校では休日の学校部活動を実施しない状態を目指す。

<休日の活動の移行イメージ>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
令和6年度入学生	学校部活動	学校部活動	学校部活動	学校部活動
令和7年度入学生		学校部活動	学校部活動	学校部活動
令和8年度入学生			学校部活動	学校部活動
令和9年度入学生				学校部活動

○ 地域連携・地域移行の進捗状況及び国や県の方針等を踏まえて、改革推進期間終了時期等、必要に応じて本方針の見直しを行う。

○ 今後の学校部活動の方向性

学校部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、多数の生徒が活動をしている状況を踏まえ、地域へ移行されるまでの間、教員の働き方改革により、負担軽減を図るとともに、生徒のスポーツや文化活動の機会の確保に向けて、引き続き活動を行う。

○ 平日の活動

平日の地域連携や地域移行については、各地域クラブに参加する生徒の活動状況等を考慮し、学校生活に支障がなく、また、指導者や活動場所の確保などの環境が整備された場合は、実施に向けての検討を行う。

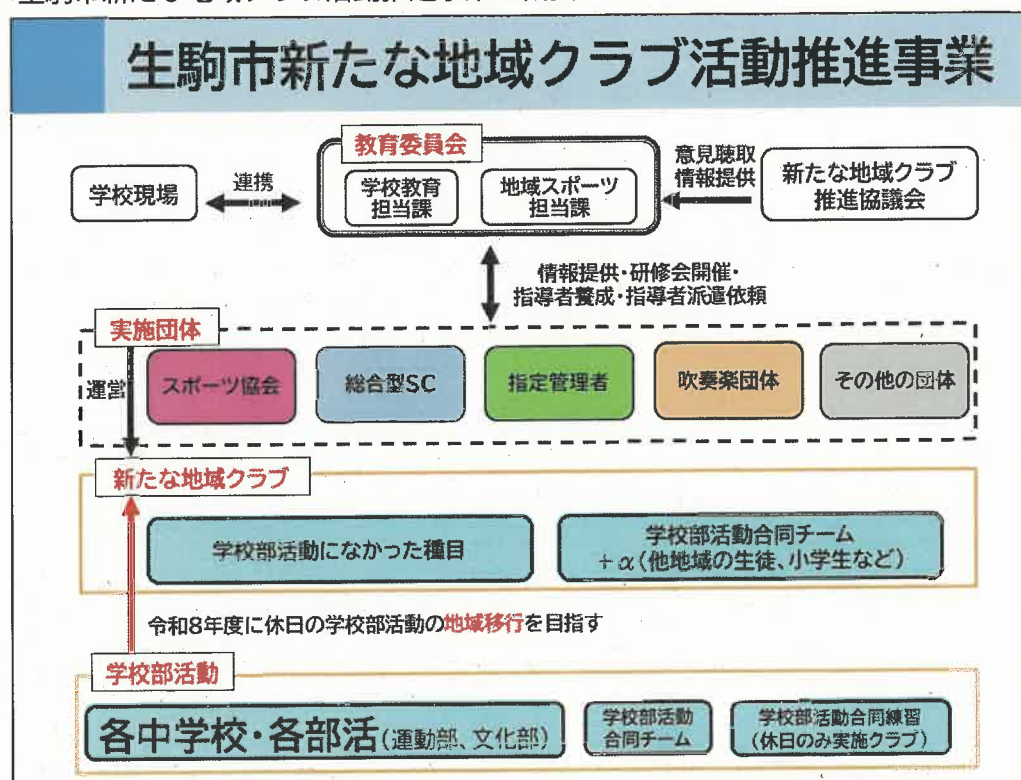
I 新たな地域クラブの運営等

学校部活動の維持継続が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動を持続可能なものとするため、新たに地域クラブを整備する。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である

（スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」P13）

<生駒市新たな地域クラブ活動推進事業の概要イメージ>



(1) 生駒市新たな地域クラブ活動推進協議会

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、公益目的で運営されている団体により継続した活動を行えるように、(一財)生駒市スポーツ協会・スポーツ施設指定管理者・市内総合型地域スポーツクラブ・文化芸術団体等の地域団体により構成される「新たな地域クラブ活動推進協議会」(以下、「協議会」という。)を設置し、関係団体等から選出された者が協議会委員として、新たな地域クラブ活動が推進されるよう、現状や動向等について、意見交換や情報共有等が行われるようにする。

新たな地域クラブや実施団体は、中学校部活動種目の地域連携や地域移行、学校部活動にない新たな地域クラブを創設し、生徒等の多様なニーズにこたえられる環境を整備する。

(2) 新たな地域クラブの運営基準(休日を対象とする)

対象者	市内に在住・在学している希望する全ての生徒を想定
実施団体	(一財)生駒市スポーツ協会、スポーツ施設指定管理者、市内総合型地域スポーツクラブ、吹奏楽団体、文化芸術団体、その他教育委員会が認めるもの
実施クラブ	学校部活動にある種目及びこれまで学校部活動になかった種目で教育委員会が認めるもの
実施場所	教育委員会で指定した場所
開催回数	月2回～6回程度
活動時間	1日3時間まで(大会など、特別な理由がある場合は除外)
会費等	会費：1,000円～3,000円/月額 程度 ※今後の活動状況等によっては、会費が変更となる場合がある ※別途費用がかかる場合は、会費とは別に徴収可 ※都度参加を認めるクラブについては、別途参加費等を設定する ※就学援助受給者世帯を対象とする補助制度を構築する
保険料	1人1,000円～1,500円/年額
指導者	・主で指導を行う指導者は、指導を行う競技種目で過去に1年以上の指導歴があり、且つ、学校やいずれかの地域の団体運営に携わっていた経験がある18歳以上の者 ・補助スタッフは、過去に指導歴がある18歳以上の者 (原則として、1クラブにつき主で指導を行う指導者2名または主で指導を行う指導者1名と補助スタッフ1名以上を配置する) ※指導者及び補助スタッフは、定期的な普通救命講習を受講、または教育委員会及び実施団体の開催または指定する講習等を受講し、指導や傷害、事故に関する必要な知識を有すること
指導者謝金	主指導者：1,700円/時間 補助スタッフ：1,000円/時間 ※交通費は別途 ※上記謝金額は原則として練習時(概ね3時間以内)の設定とし、大会時等の3時間を超える場合は別に定める ※上記の他、各クラブ運営に必要となる者(例えば、見守りスタッフ)は、補助スタッフと同様の謝礼額とする
事業年度	原則として各年度
会計と情報公開	実施団体は、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、教育委員会の指示に従い報告等を行う。また、情報公開についても適切に行う。

○ 活動理念

参加者の自主性を尊重し、技術等の指導だけでなく、スポーツ・文化の活動を通じて、考える力や他者との調整力などを養えるように活動する。実施団体は、参加者一人一人をよく知り、個々にあった進み方を導く。参加者は、活動において自身の体調管理をし、積極性をもって活動する。

○ 想定している実施場所（地域区分）

【北地域】 生駒北小中学校・鹿ノ台中学校・上中学校

【中地域】 光明中学校・生駒中学校

【南地域】 緑ヶ丘中学校・大瀬中学校・生駒南中学校

※上記の地域区分は、現在想定している区分であり、競技特性や部員数などを考慮し、必要に応じて設定する

※上記以外で、社会体育施設や生涯学習施設、民間施設も活用する

○ 活動時間や危機管理

適切な指導体制の構築を行うため、新たな地域クラブを運営する実施団体は、「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に則り、活動時間や休養日、大会等への参加を精査し、練習等が過度とならないよう計画するとともに、指導者の指導力や安全・傷害予防に関する知識を備えられるように講習会などへ参加する。

○ 会費等

活動の維持運営に必要な範囲で、希望するすべての者が参加できるよう可能な限り低廉に設定する。ただし、活動状況等によっては、会費が変更となる場合がある。

○ 保険加入

実施団体は指導者や参加者に対して傷害保険に加入する。

保険料については会費とは別に徴収する。

また、実施団体としても賠償責任保険等に参加するなど、有事の対応策を講ずる。

○ 指導者等

地域指導者となる者は、公的な団体の公認指導者資格を有していることが望ましい。技術的な指導だけでなく、中学生の発達特性や個人の発達状態などに関する正しい知識を考慮した指導ができるように、教育委員会や実施団体は専門的知識を有する者の協力を得て講習会などを開催する。（保健体育担当教諭や養護教諭、スポーツ医学・科学の専門家等）

教員が新たな地域クラブでの指導を希望する場合は、自身の希望するスポーツ・文化指導への携わりを阻害することなく、活動を通じて生徒とのふれあい、教員自身の生きがいを支援する。兼職兼業の促進に関するガイドラインの中での労働時間管理に則りながら、教員が活動できる環境をつくる。※小学校教員の活動も含め広く募集を行う。指導者は、実施団体と年度ごとに更新を行い、本人の意向や資質などを元に実施団体との年度ごとに契約を行ったうえで、指導を行う。

○ 大会への参加

奈良県中学校体育連盟が主催する大会へ参加する場合は、大会参加規程や今後変更される状況に応じて、教育委員会で規定の確認後、実施団体において登録や参加の判断を行う。

(3) 新たな地域クラブの主な実施種目

[北地域] 野球・サッカー・バスケット・卓球・ソフトテニス・硬式テニス・ハンドボール・陸上・ソフトボール・吹奏楽部

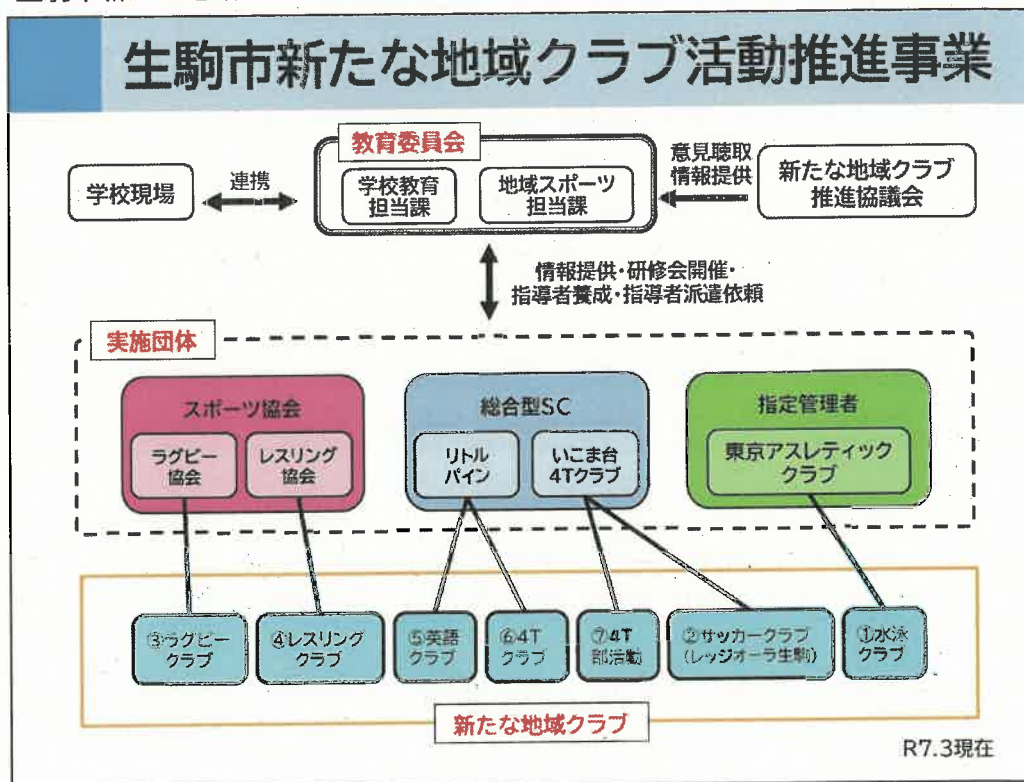
[中地域] 野球・サッカー・バスケット・ソフトテニス・バレーボール・バドミントン・ソフトボール・吹奏楽部

[南地域] 野球・サッカー・バスケット・ソフトテニス・バレーボール・ハンドボール・陸上・水泳・吹奏楽部

※各種目の拠点となる場所については、移行状況で検討し設置していく。

※上記の地域別に記載している種目は、令和7年4月現在で実施を想定しているものであり、設置を確定するものではありません。今後、各種目の専門部などの意見を聴取し、地域別の実施種目を決定します。

<生駒市新たな地域クラブ活動推進事業の2025（令和7）年3月時点の状況>



Ⅱ 新たな地域クラブの環境整備

- 学校部活動が地域と連携、地域へ移行する際の活動場所の確保を行う。学校施設の利用に関して、現在の学校体育施設開放事業を利用し活動している地域団体やクラブチームとの調整が必要となるため、学校体育施設開放事業の在り方について見直す。
- 地域クラブの学校体育施設利用の増加に伴い、施設管理・防犯等の対策としてスマートロックや防犯カメラの設置を行い、学校や利用者の負担が軽減されるとともに、当該学校に在籍する児童や生徒、地域住民の安全が確保されるよう整備を進める。
- 地域指導員として新たな地域クラブでの活動を希望する指導者の人材バンクを設置する。
- 参加者が自身で通える場所での活動を支援するため、学校体育施設の充実を図る。(屋外施設の投光器等の設置)
- 新たな地域クラブ活動を進める実施団体等の活動を支援する。

おわりに

学校部活動は、今日まで教員の熱意により、献身的な指導や見守りをされてきた学校活動であり、生徒にとっては学校生活の大切な一部でありました。

学校部活動の地域連携や地域移行は、今後の生徒の心身の成長に大きな変化をもたらし、生活を大きく変える改革であり、地域のスポーツ活動や文化活動全体の改革と考えられます。

地域連携や地域移行を進めるうえで、私たちが忘れてはならないことは、教員の先生方のこれまでのご尽力が、日本のスポーツ・文化活動の礎であるということです。

その功績に敬意を表すとともに、こどもたちの未来を第一に考え、心と体が大きく変化する年代の生徒たちが、各地域の中でよりよく成長をしていくことができるよう「生駒市」全体で考え、地域の方々の理解と協力を得て進めていかなければなりません。

【生駒市民憲章】

- ・自然を愛し、人と自然が共生する美しいまちをつくりましょう。
- ・お互いに助けあい、安心して暮らせるやさしいまちをつくりましょう。
- ・人権を尊重し、心のかよいあうあたたかいまちをつくりましょう。
- ・スポーツに親しみ、健康で活力のあるまちをつくりましょう。
- ・知恵を出しあい、世界にはばたく文化のまちをつくりましょう。

生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針ー概要版ー

～生駒市教育委員会～ 令和7年4月

はじめに

学校部活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきました。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。しかしながら、教員の長時間勤務の課題に加えて、地域によっては少子化や生徒のニーズの多様化等による影響で存続が厳しい種目が発生してきており、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっています。

こうした状況の中、国は2022年（令和4年）12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。市においても、学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、子どもたちが自分の好きなスポーツや文化活動を持続することができる環境を作るため「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定しました。国が進める学校部活動の地域連携・地域移行を見据えた「新たな地域クラブ活動」を進め、新たな地域クラブが持続可能な運営となるよう、休日における移行に取り組む実施内容、活動機会を持続的に確保する体制づくりや地域との連携について方針を定めました。

1.本市における休日の学校部活動の地域連携・地域移行に向けた方向性

＜休日の地域連携・地域移行のイメージ＞



①奈良県が示した2026（令和8年）年度に教員が休日に教員の立場での指導を廃止する方針に向けた整備

- ・令和8年度4月に向け、準備が整った種目より地域クラブへ移行します。
- ・地域クラブを運営する実施団体の整備充実を図ります。

②教員の兼業・兼職

- ・地域クラブでの指導を希望する教員は、兼業・兼職の制度を活用し、地域指導員として活躍できるよう環境を整備します。

③学校部活動と地域活動の連携

- ・休日と平日で指導者が異なったり、参加者が異なることが想定されるため、学校と実施団体との間で情報の共有を行い、連携を図っていきます。
- ・情報の共有については規定を設け、個人情報の取り扱いについて十分に留意します。

④生徒、保護者、学校関係者への周知、説明

- ・移行における背景や、取り組みの内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、移行スケジュールについてわかりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組みます。

⑤会場・備品の整備、調整

- ・会場は学校施設または社会体育施設・生涯学習施設を利用します。

⑥大会・コンクールへの出場

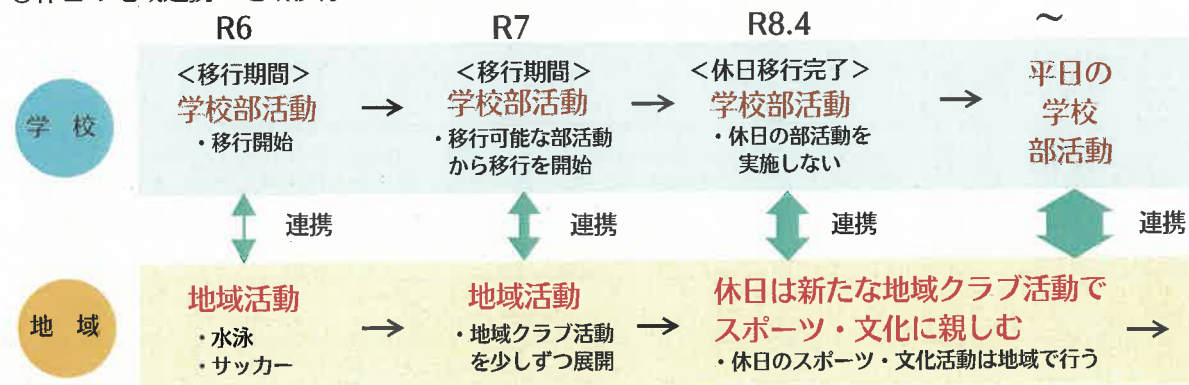
- ・奈良県中学校体育連盟が主催する大会へ参加する場合は、大会参加規程や今後変更される状況に応じて、教育委員会にて規定の確認後、実施団体において登録や参加の判断を行います。

⑦指導者人材バンクの設置

- ・地域クラブにおいて豊富な指導者を確保するために、教員、部活動指導員及び地域指導者が地域クラブの指導者登録をできる仕組みを構築します。



○休日の地域連携・地域移行のスケジュール

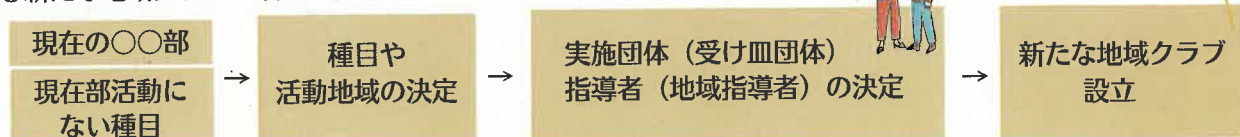


2.多様な活動機会を持続的に確保する体制づくりー新たな地域クラブ活動の運営等ー

(1) 多種多様なスポーツ・文化活動への支援

地域へ移行していく活動や、多様性を広げるために学校部活動になかった種目を含め、これまで以上に子どもたちのスポーツ・文化に親しむ機会を確保するため、新たな地域クラブの設立を目指します。新たな地域クラブの運営については、会費は活動維持運営に必要な範囲でできる限り低廉に設定します。

○新たな地域クラブの設立の流れ



- ◆実施団体：一財）生駒市スポーツ協会、市内スポーツ施設指定管理者、市内総合型地域スポーツクラブ、吹奏楽団体、文化芸術団体、その他教育委員会が認めるもの
- ◆実施クラブ：学校部活動にある種目及び、これまで学校部活動になかった種目で教育委員会が認めるもの
- ◆実施場所：生駒市教育委員会で指定した場所
- ◆開催回数：休日のいずれか月2回～6回程度
- ◆活動時間：1日3時間まで（大会など、特別な理由がある場合は定めの限りではありません）
- ◆参加費：1,000円～3,000円/月額
※別途費用がかかる場合は、徴収を行う場合もあります
※就学援助受給者世帯を対象とする補助制度の構築をします
- ◆保険料：保険料 1,000円～1,500円/年額
- ◆指導者：主で指導を行う指導者は、指導歴1年以上を有し、かつ学校や地域の団体運営に携わっていた経験がある18歳以上の者
補助スタッフは、過去に指導歴がある18歳以上の者
原則として、1クラブにつき指導者2名又は指導者1名補助スタッフ1名以上を配置。
※指導者及び補助スタッフは、定期的な普通救命講習を受講、または教育委員会及び実施団体の開催または指定する講習等を受講し、指導や傷害、事故に関する必要な知識を有すること。
- ◆指導者謝金：主指導者1,700円/時間 補助スタッフ1,000円/時間（交通費別途）
※原則として練習時（概ね3時間以内）。大会時等の3時間を超える場合は別に定めます。

(2) 新たな地域クラブの環境整備

- ・適正な活動内容を支えるため、指導者への定期的な講習会の実施や、継続的な指導を行えるよう指導者の育成や人材バンクを整備する。
- ・地域クラブの学校体育施設利用の増加に伴い、施設管理・防犯管理の対策としてスマートロックや防犯カメラの設置を行い、学校や利用者の負担が軽減されるとともに、児童や生徒、地域住民の安全が確保されるよう整備を進めます。

※詳細は「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」をご参照ください





生駒市新たな地域クラブ活動



新たなことにチャレンジ



中学校の部活動の地域移行を見据えた活動として、子どもたちの選択肢を広げるため、新たな地域クラブの活動を行っています。初心者の子もたちが、新しいことにチャレンジし、新たな世界に触れ楽しんでます。

参加者募集

1 水泳クラブ

【開催内容】

日時：基本第2・4日曜日 10時～11時30分
会費：1,000円/月（別途保険料要1,000円/年）
場所：井出山屋内温水プールTACきらめき
対象：中学生

☆泳げるようになりたい、もっと泳ぎたい、冬場もトレーニングしたい！
温水プールで一年を通して活動できます。



株式会社東京アスレティッククラブ（TAC）

2 サッカークラブ レジオーラ生駒

【開催内容】

日時：土曜または日曜（月6～7回程度）9時～12時
会費：2,000円/月（別途・登録料・保険料1,500円/年）
場所：生駒市立光明中学校
対象：光明中学校とサッカー部のない市内中学校（生駒北・生駒・緑ヶ丘・生駒南中学校）に通う生徒

これまでサッカーをしたことがある人も初めてサッカーをする人も、サッカーを楽しもう！



いこま台4Tクラブ総合型地域スポーツクラブ

3 ラグビークラブ

【開催内容】

日時：基本第2・4土曜日 9時～12時
会費：1,000円/月（別途保険料要1,000円/年）
場所：生駒市内 生駒市スポーツ施設グラウンド等
対象：中学生

One for all, All for one!!
初心者大歓迎です。



一財）生駒市スポーツ協会

4 レスリングクラブ

【開催内容】

日時：基本第1・3土曜日 9時～10時30分
会費：1,000円/月（別途保険料要1,500円/年）
場所：生駒市体育協会高山S.C.多目的室
対象：年中～中学生

マット運動やバランス・瞬発力を高めるトレーニングを中心にクラブ活動を行います。
また、レスリングの基本となる「タックル」や「組み手」などの練習を行います。



一財）生駒市スポーツ協会

5 英語クラブ

【開催内容】

日時：第2・4土曜日 15時30分～17時
会費：1,000円/月（別途保険料要1,000円/年）
場所：生駒市コミュニティセンター（セイセイビル内）
対象：小学5年生以上

- 講師 - 堀坂 明日香

読む・聞く・書く・話す！

日本の高校を卒業後、イギリスの大学に進学。卒業後に帰国し留学斡旋会社や大手英会話スクールで勤務。現在は関西ランゲージセンター開講。英語が大好きなので、一緒に英語を楽しみましょう！

一社）リトルバイン総合型地域スポーツクラブ



6 吹奏楽クラブ

【開催内容】

日時：休日（月4回）9時～12時
会費：1,500円/月（別途保険料要1,000円/年）
場所：生駒市立生駒南中学校
対象：生駒南中学校と吹奏楽部のない市内中学校（生駒北中学校）に通う生徒

初心者も大歓迎★指導を受けながら仲間と演奏！



株式会社東京アスレティッククラブ（TAC）

R7 9月より
スタート



みんなで スポーツしよう！



一人で参加でも大丈夫！
気軽に行ってみよう！



今後、部活動の地域移行が進むと同時に、中学生の休日の運動への関わり方が変わってくることを想定し、生駒市は「多種目・多世代・多志向・多様性」を取り入れたクラブ活動を行っています。
4つの多（TA）を合言葉に、スポーツを身近に感じてもらえる活動も進めています。

7 4T部活動

【開催内容】

日時：第2・4土曜日 18時15分～19時45分
会費：200円/回（別途保険料要1,000円/年）
場所：光明中学校 体育館
対象：幼児～大人（光明中学校区の方）

バスケット・バレーボール・
ドッジボール・バドミントン
車いすバスケ・将棋・野球盤
など、色々楽しめる活動です。



いこま台4Tクラブ総合型地域スポーツクラブ

8 4Tクラブ

【開催内容】

日時：第1・3土曜日 18時30分～20時
会費：500円/回（別途保険料要1,000円/年）
場所：緑ヶ丘中学校 体育館
対象：年長～大人

バスケット・バレーボール
サッカー・ダンスなど、
月替わりで楽しめます。



一社）リトルバイン総合型地域スポーツクラブ

<申し込み先>

参加希望の方は、各実施団体までお申し込みください。

①水泳クラブ ⑥吹奏楽クラブ

★実施団体★

株式会社東京アスレティッククラブ（井出山屋内温水プールTACきらめき指定管理者）

☎0743-76-1123 ✉info@ideyama-sponavi.com

②サッカークラブ ⑦4T部活動

★実施団体★

いこま台4Tクラブ総合型地域スポーツクラブ

☎090-3670-1678 ✉id4tc20240325@gmail.com

4T部活動の
申し込みフォーム



③ラグビークラブ ④レスリングクラブ

★実施団体★

生駒市スポーツ協会 ③生駒市ラグビーフットボール協会

✉ikoma.junior.rugby.club@gmail.com

④生駒市レスリング協会

✉ms24@kcn.jp

レスリングクラブの
申し込みフォーム



⑤英語クラブ ⑧4Tクラブ

★実施団体★

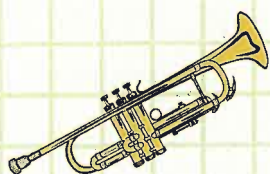
一般社団法人リトルバイン総合型地域スポーツクラブ

☎090-7305-4568 ✉info@littlepine.nara.jp

英語クラブの
申し込みフォーム



生駒市新たな地域クラブ 指導者・サポーター 登録募集



／ こんな方におすすめ ／

こどもたちの
スポーツ・文化
活動に
興味がある

教育委員会
登録



地域のこども
たちの成長に
寄与したい

実施団体
所属



自分の能力を
活用したい

地域クラブ
指導



【募集概要】

対 象： 原則として生駒市・近隣市町村に在住、
在勤、在学する18歳以上の者

活動場所： 生駒市内学校施設及び体育施設・文化施設

登録基準： メイン指導者・補助スタッフ登録する種目において実技・指導経験がある方
(メイン指導者は、①過去に1年以上の指導歴がある ②学校や地域の
団体運営に携わっていた経験を有するもの。)

内 容： 中学校の部活動が地域クラブへ移行した種目での指導及び指導補助。
(大会引率・審判業務・各種講習会出席等含む)

募集種目： バスケット・ソフトボール・ソフトテニス・テニス(硬式)・サッカー・野球
卓球・ハンドボール・バドミントン・バレーボール・陸上・水泳・吹奏楽

登録後の流れ： 指導者または補助スタッフを希望する実施団体より依頼
(登録期間中、必ず依頼があるわけではありません)

謝金・旅費： 支給あり(金額は生駒市新たな地域クラブ活動謝金・旅費規程による)

近隣市町村(他府県)
の方も、大歓迎!



【問い合わせ先】

生駒市教育委員会事務局 生涯学習部
スポーツ振興課 担当:村崎・松岡
TEL: 0743-74-1111 (内線3761)
E-mail: sports@city.ikoma.lg.jp

▶ 指導者バンク登録は
こちらから



障がい(児)者スポーツ活動支援事業について【令和6年度実績】

1.障がい(児)者スポーツ活動支援事業

内容	日時	場所	参加者数
スポーツ施設開放事業 [障がい(児)者のためのスポーツパーク]	令和6年5月25日(土) 10時～15時	生駒市体育協会 総合S.C.体育館	79人
温水プール開放事業	令和6年6月29日(土) 9時～11時45分	井出山屋内温水プール T A Cきらめき	64人
スポーツ施設開放事業 [スポーツパーク+]	令和6年10月27日(日) 10時～15時	生駒市体育協会 総合S.C.体育館 グラウンド	229人
スポーツ施設開放事業 [障がい(児)者のためのスポーツパーク]	令和7年3月15日(土) 10時～15時	生駒市体育協会 総合S.C.体育館	19人
温水プール開放事業	令和7年3月30日(日) 9時～11時45分	井出山屋内温水プール T A Cきらめき	49人

2.体づくり運動プログラム

内容	日時	場所	参加者数
体づくりプログラム “投げる”	令和6年9月29日(日) 9時30分～11時、 12時45分～14時15分	むかはやま公園体育館	19人
体づくりプログラム “蹴る”	令和6年10月27日(日) 9時30分～11時、 12時45分～14時15分	むかはやま公園体育館	18人
体づくりプログラム “跳ねる”	令和6年11月17日(日) 9時30分～11時、 12時45分～14時15分	むかはやま公園体育館	19人
体づくりプログラム “総括”	令和6年11月24日(日) 9時30分～11時、 12時45分～14時15分	むかはやま公園体育館	17人

3. 障がい(児)者用スポーツ用具の設置

- ◎ 生駒市体育協会総合S.C.体育館、生駒市体育協会滝寺S.C.体育館
卓球台（車いす対応型） 各2台
- ◎ スポーツ振興課
車いすバスケットボール用ゴール 1対

障がい(児)者スポーツ活動支援事業について【令和7年度予定】

1.障がい(児)者スポーツ活動支援事業

内容	日時	場所
スポーツ施設開放事業 [障がい(児)者のためのスポーツパーク]	令和7年5月24日(土) 10時～15時	生駒市体育協会 総合S.C.体育館
温水プール開放事業	令和7年6月29日(日) 9時～11時45分	井出山屋内温水プール TACきらめき
スポーツ施設開放事業 [スポーツパーク+]	令和7年10月25日(土) 10時～15時	生駒市体育協会 総合S.C.体育館 グラウンド
スポーツ施設開放事業 [障がい(児)者のためのスポーツパーク]	令和8年3月14日(土) 10時～15時	生駒市体育協会 総合S.C.体育館
温水プール開放事業	令和8年3月28日(土) 9時～11時45分	井出山屋内温水プール TACきらめき

2.体づくり運動プログラム

内容	日時	場所
体づくりプログラム “投げる”	令和7年9月28日(日) 9時30分～11時 12時45分～14時15分	むかいやま公園体育館
体づくりプログラム “蹴る”	令和7年10月5日(日) 9時30分～11時 12時45分～14時15分	むかいやま公園体育館
体づくりプログラム “跳ねる”	令和7年10月26日(日) 9時30分～11時 12時45分～14時15分	むかいやま公園体育館
体づくりプログラム “総括”	令和7年11月16日(日) 9時30分～11時 12時45分～14時15分	むかいやま公園体育館

3. 障がい(児)者用スポーツ用具の設置

- ◎ 生駒市体育協会総合S.C.体育館、生駒市体育協会滝寺S.C.体育館
卓球台（車いす対応型） 各1台
TAC井出山スポーツパーク体育館
卓球台（車いす対応型） 2台
- ◎ スポーツ振興課
障がい者スポーツ活動支援用備品 など

生駒市スポーツ施設整備等に伴う調査業務 報告書

1. 調査業務委託期間

令和6年8月2日～令和7年3月31日

2. 調査業務受注者

ベックス株式会社

3. 対象施設（※各施設の詳細については別紙のとおり）

- (1) 生駒北スポーツセンター
- (2) イモ山公園体育施設
- (3) 北大和体育施設
- (4) 総合公園体育施設
- (5) 山麓公園テニスコート
- (6) 滝寺公園体育施設
- (7) むかいやま公園体育施設
- (8) 小平尾南体育施設
- (9) 井出山体育施設、井出山屋内温水プール

4. 調査手法

下記の手順で調査を実施

- (1) 設計図書による竣工時状況確認
- (2) 施設カルテによる施設状況確認
- (3) 令和4年度個別施設計画による施設状況確認
- (4) 建築基準法第12条定期報告の内容確認
- (5) 上記(1)～(4)を元に全施設の現地調査
(目視及びクラック等については幅等の数値確認)

5. 調査結果（総合）

4. 調査手法の(4)、(5)を行った結果、施設ごとの状況をA～Dランクで総合的に判定した。

ランク	状態
A	概ね良好
B	部分的に劣化
C	広範囲に劣化
D	早急に対応の検討を要する箇所がある

(1) 生駒北スポーツセンター

体育館	グラウンド	野球場	テニスコート
C	C	B	B

(2) イモ山公園体育施設

プール	グラウンド	テニスコート
C	C	B

(3) 北大和体育施設

体育館	グラウンド	野球場
B	B	B

(4) 総合公園体育施設

体育館	相撲場	グラウンド	テニスコート
D	B	B	B

(5) 山麓公園テニスコート

テニスコート
B

(6) 滝寺公園体育施設

体育館	武道場	プール	グラウンド	テニスコート
C	C	廃止	C	B

(7) むかいやま公園体育施設

体育館	グラウンド	テニスコート
B	B	B

(8) 小平尾南体育施設

体育館	グラウンド
B	B

(9) 井出山体育施設

体育館	屋内温水プール	グラウンド	テニスコート
C	D	B	B

6. 早急な補修等の対応を行う必要があるとされた施設の箇所と対応策等について

(1) 総合公園体育館（構造耐力上懸念のあるクラック）

→ 令和7年度より基本構想・基本計画の策定の際に対応について検討を行う。

(2) 井出山屋内温水プール（温水プール内構造鉄骨柱をはじめとする酸化（錆）による劣化）

→ 今後、詳細な調査を実施し、調査結果に基づき、施設管理者と協議の上、適正な対策を講じます。

2. 対象施設（報告書から抜粋）

【施設一覧】

施設名	施設	整備年	経過年数	敷地面積
① 生駒北スポーツセンター	体育館・グラウンド・野球場・テニスコート	1972 年	築 52 年	65,080.0㎡
② イモ山公園体育施設	グラウンド・テニスコート・プール	1981 年	築 43 年	18,346.0㎡
③ 北大和体育施設	体育館・グラウンド・野球場	1989 年	築 35 年	43,989.0㎡
④ 総合公園体育施設	体育館・相撲場・グラウンド・テニスコート	1983 年	築 41 年	44,246.0㎡
⑤ 山麓公園テニスコート	テニスコート	1992 年	築 32 年	292,416.0㎡
⑥ 滝寺公園体育施設	体育館・武道館・グラウンド・テニスコート・プール	1976 年	築 48 年	38,698.0㎡
⑦ むかいやま公園体育施設	体育館・グラウンド・テニスコート	1999 年	築 25 年	39,666.0㎡
⑧ 小平尾南体育施設	体育館・グラウンド	1986 年	築 38 年	6,688.0㎡
⑨ 井出山体育施設	体育館・グラウンド・テニスコート・屋内温水プール	1988 年	築 36 年	30,809.0㎡

【屋内施設(屋外プール含む)】

施設名	住所	用途名	構造	階数	建築年	築年数	延床面積
① 生駒北スポーツセンター	高山町166番地2	体育館	SRC+RC造	2 階	1972 年	築 52 年	2,827.5㎡
② イモ山公園体育施設	北田原町2476番地8	プール			1981 年	築 43 年	1,600.0㎡
③ 北大和体育施設	北大和3丁目5077番地	体育館	S造	1 階	1990 年	築 34 年	623.7㎡
④ 総合公園体育施設	小明町1807番地1	体育館	RC+S造	3 階	1983 年	築 41 年	2,978.2㎡
		相撲場	S造	1 階	1997 年	築 27 年	143.1㎡
⑥ 滝寺公園体育施設	門前町9番20号	体育館	RC+S造	3 階	1976 年	築 48 年	4,278.0㎡
		武道館	S造	1 階	1989 年	築 35 年	859.5㎡
	元町2丁目14番	プール			1972 年	築 52 年	3,500.0㎡
⑦ むかいやま公園体育施設	萩原町673番	体育館	S造	2 階	1999 年	築 25 年	934.5㎡
⑧ 小平尾南体育施設	小平尾町1629番地	体育館	S造	1 階	1986 年	築 38 年	652.0㎡
⑨ 井出山体育施設	小平尾町1766番地1	体育館	S造	1 階	1991 年	築 33 年	651.9㎡
	小平尾町956番地1	温水プール	S造	1 階	2010 年	築 14 年	1,673.5㎡

【屋外施設】

施設名	住所	用途名	コート数	供用開始	経過年数	グラウンド面積
① 生駒北スポーツセンター	高山町166番地2	グラウンド	1 面	1972 年	築 52 年	23,612.2㎡
		野球場	1 面			12,570.5㎡
		テニスコート	2 面			2,270.0㎡
② イモ山公園体育施設	北田原町2476番地8	グラウンド	1 面	1979 年	築 45 年	9,060.0㎡
		テニスコート	2 面			1,564.0㎡
③ 北大和体育施設	北大和3丁目5077番地	グラウンド	1 面	1989 年	築 35 年	12,500.0㎡
		野球場	1 面			13,600.0㎡
④ 総合公園体育施設	小明町1807番地1	グラウンド	1 面	1983 年	築 41 年	14,600.0㎡
		テニスコート	3 面	1985 年	築 39 年	2,660.0㎡
⑤ 山麓公園テニスコート	俵口町2088	テニスコート	5 面	1992 年	築 32 年	3,522.0㎡
⑥ 滝寺公園体育施設	門前町9番20号	グラウンド	1 面	1968 年	築 56 年	10,195.0㎡
		テニスコート	1 面	1974 年	築 50 年	842.0㎡
⑦ むかいやま公園体育施設	萩原町673番	グラウンド	1 面	1999 年	築 25 年	8,900.0㎡
		テニスコート	2 面			1,340.0㎡
⑧ 小平尾南体育施設	小平尾町1629番地	グラウンド	1 面	1986 年	築 38 年	4,620.0㎡
⑨ 井出山体育施設	小平尾町1766番地1	グラウンド	1 面	1989 年	築 35 年	13,000.0㎡
	東山町201番地21	テニスコート	5 面	1988 年	築 36 年	3,476.0㎡